

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例 (素案)」 に対する意見の概要と札幌市の考え方について

1 意見募集の実施概要

(1) 意見募集期間

令和6年(2024年)10月31日(木)から同年11月29日(金)まで

(2) 意見の提出方法

市公式ホームページの意見入力フォーム、電子メール、郵送、FAX、持参

(3) 資料の配布・閲覧場所

- ・市役所本庁舎5階 まちづくり政策局 政策企画部 ユニバーサル推進室
- ・市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー
- ・各区役所 市民部 総務企画課 広聴係
- ・各まちづくりセンター
- ・市公式ホームページに掲載

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/universal/jourei/pub-comment.html>

2 パブリックコメントにおける意見の内訳等

(1) 意見提出者数・意見数

意見提出者数	1,014人
意見数	2,068件

(2) 意見提出者数 (年代別)

19歳以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	未回答	合計
18人	34人	117人	235人	323人	172人	66人	10人	39人	1,014人

(3) 意見提出者数 (提出方法別)

提出方法別	インターネット	郵送	FAX	電子メール	持参	合計
提出者数	918人	17人	8人	52人	19人	1,014人
構成比	90.7%	1.7%	0.8%	5.1%	1.9%	100%

(4) 意見提出者数 (所在地別 (区別))

中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区
100人	86人	57人	48人	37人	67人	39人
南区	西区	手稲区	市内計	市外	不明	合計
44人	49人	63人	590人	327人	97人	1,014人

(5) 意見の内訳

ア 条例制定の背景や制定目的・条例制定に当たっての基本的な考え方に関する意見

「条例制定の背景や制定目的」に関する意見	28件
「条例制定に当たっての基本的な考え方」に関する意見	102件

イ 条例素案に関する意見

「1 前文」に関する意見	32件
「3 定義」に関する意見	50件
「4 他の条例等との関係性」に関する意見	4件
「5 基本理念」に関する意見	6件
「6 市の責務」に関する意見	1件
「7 市民及び事業者の役割」に関する意見	14件
「8 基本的施策」に関する意見	1,073件
「9 推進体制の整備及び財政上の措置」に関する意見	112件
「10 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会」に関する意見	16件
「11 委任」に関する意見	3件
条例素案全般に対する意見	535件

ウ その他の意見

その他の意見	92件
--------	-----

3 条例（素案）からの修正点

次のとおり、パブリックコメント等において頂いたご意見などを踏まえ、パブリックコメント時に公表した条例（素案）を修正しました。※いずれも条例本文に関係する部分のみを記載

(1) 「1 前文」に関する修正

素案 (修正前)	【前文（抜粋）】 札幌は、ゆきとみどりに彩られた豊かな自然環境の下、様々な背景を有する先人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、育みながら、 <u>先進の英知を取り入れていくことによって、飛躍的に成長してきました。</u>
意見の概要	・札幌の歴史を表現するこの部分について、「先進の英知」とは何を指すのか ・様々な背景を有する先人たちがそれぞれの歴史と文化を育みながら」という形ではどうか ・「飛躍的に」成長してきたという表現は、一つの価値観に縛られた表現ではないか ・様々な背景を有する先人たちが集まり、形づくってきたまちである」ことが示されるだけでいいのではないかなど
札幌市の 考え方	札幌が外国等の先進の英知を取り入れつつ発展してきたことは事実ではありますが、これのみが成長の要因ではないことなどから、「北方圏の拠点都市」としての都市機能やまちとしての成長に着目した文言に修正いたします。
修正後	【前文（抜粋）】 札幌は、ゆきとみどりに彩られた豊かな自然環境の下、様々な背景を有する先人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、育みながら、 <u>北方圏の拠点都市として成長してきました。</u>

(2) 「1 前文」、「2 目的」及び「7 市民及び事業者の役割」に関する修正

素案 (修正前)	【前文（抜粋）】 こうした状況を踏まえ、対話による相互理解の下、誰もが自分らしく暮らし、活躍できるよう、私たちは、市、市民及び事業者が <u>一体となって、社会のあらゆる場面において、共生社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。</u> 【目的】 この条例は、共生社会の実現に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民及び事業者が <u>一体となって共生社会の実現に向けて取り組み、もって誰もがつながり合う共生のまちづくりに寄与することを目的とすることと</u> します。 【市民及び事業者の役割（市民の役割部分のみ抜粋）】 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の <u>社会のあらゆる場面において、共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めるもの</u> とします。
意見の概要	パブリックコメント資料上の「市、市民及び事業者が一体となって」、「異なる方向性の下で取組を進めることがないよう」といった表現は全体主義につながるものであり、思想の自由を侵害するものである。

札幌市の考え方	<p>本条例は共生社会の実現に向けた基本理念等を定める理念条例であり、思想の自由等を侵害するものではありませんが、頂いたご意見等を踏まえ、誤認を避ける観点から、関係箇所の文言を修正いたします。</p> <p>また、「条例制定に当たっての基本的な考え方」に掲げる「包摂的なまちづくり」を踏まえ、前文に「安心」に関する文言を追加いたします。</p>
修正後	<p>【前文（抜粋）】</p> <p>こうした状況を踏まえ、対話による相互理解の下、誰もが自分らしく<u>安心して</u>暮らし、活躍できるよう、私たちは、市、市民及び事業者が<u>連携・協働して</u>共生社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。</p> <p>【目的】</p> <p>この条例は、共生社会の実現に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民及び事業者が<u>連携・協働して</u>共生社会の実現に向けて取り組み、もって誰もがつながり合う共生のまちづくりに寄与することを目的とする。</p> <p>【市民及び事業者の役割（市民の役割部分のみ抜粋）】</p> <p>市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域等において、共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めるものとします。</p>

(3) 「5 基本理念」及び「8 基本的施策」に関する修正

素案 (修正前)	<p>【基本理念（抜粋）】</p> <p>(2) 誰もが、互いに<u>その違い等</u>を理解し、支え合い、及び助け合うことで、社会から孤立することなく安心して生活できること。</p> <p>【基本的施策（抜粋）】</p> <p>⑤ 誰もが互いに<u>その違い等</u>を理解し、支え合い、及び助け合う意識の醸成その他共生社会の実現に向けた取組を推進するための啓発、広報活動等</p>
意見の概要	<p>基本理念の(2)の部分等について、「違い」という表現があると逆に「違い」があると言われてしまうように感じてしまう。あえて明記しなくてもよいのではないか。</p>
札幌市の考え方	<p>多様性の尊重に当たっては、各人が多様な違いを有するという前提があると考えていますが、共生社会の実現に向けては、各人が相手の立場になり相手の意思や感情を共有すること等を通じて、誰もが互いを理解し合い、支え合い及び助け合うといった、人と人とのつながりが重要であるとの考えから、このことがより明確に表現できるよう文言を修正いたします。</p>
修正後	<p>【基本理念（抜粋）】</p> <p>(2) 誰もが、互いに<u>理解し合い</u>、支え合い、及び助け合うことで、社会から孤立することなく安心して生活できること。</p> <p>【基本的施策（抜粋）】</p> <p>⑤ 誰もが互いに<u>理解し合い</u>、支え合い、及び助け合う意識の醸成その他共生社会の実現に向けた取組を推進するための啓発、広報活動等</p>

4 意見の概要及び当該意見に対する札幌市の考え方

パブリックコメントに寄せられたご意見の概要と札幌市の考え方は以下のとおりです。なお、お寄せいただいたご意見は、その趣旨を損なわない程度に取りまとめ、要約して「意見の概要」欄に示しておりますことをご了承ください。

(1) 「条例制定の背景や制定目的」に関する意見

意見の概要	札幌市の考え方
課題設定について、多様な課題が絡み合って複雑化しているという証拠がなく、説明も不合理である。	人は皆様々な違いを有しており、また、その違いは複数あると考えております。例えば、障がいのある高齢女性などのように、その違いに応じた様々な課題が複合的に発生している場合が多くあると考えております。
課題設定について、記載のある項目は、共生社会を目指せば解決できることではなく、項目ごとに対応すべきでは。	個別分野の課題については当該分野における対応を前提としておりますが、他分野にもまたがる複合的な課題もあり、こうした課題については分野横断的な視点による解決を目指していく必要があると考えております。
課題設定について、「多様な課題はそれぞれ絡み合い、複雑化・複合化しています。」との部分は各々の本質的な課題を曖昧にしてしまうものであり、状況分析そのものが根本的に的を射ていない。	
障がいを理由とする酷い差別を見たことも聞いたこともない。存在するとしても、その割合はどれほどあるのか。	令和4年度札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査において、「過去3年間で障がいがあるために差別をうけるなど嫌な思いをしたことがある」と回答した障がいのある方は24.5%、障がいのある子どもは45.1%でした。このため、障害者差別解消法やその考え方を引き続き周知啓発してまいります。
「地域意識の希薄化」とあるが、百年記念塔の解体など、地域意識を損なうようにしているのは北海道行政である。	北海道行政に関する意見のため、回答を控えさせていただきます。
「障がいのある方への理解」「地域意識の希薄化」「子どもの権利への理解」「男女の地位の平等感の偏り」「アイヌ民族への理解」の5点については、多分に主観的感情に基づくものであり、課題として前提とするには客観性に乏しく、恣意的に解釈されるおそれがある。	パブリックコメント資料に例示したものに限らず、共生社会の実現に向けた課題は多く存在しています。また、本市としては、これらの課題に加えて、昨今の価値観やライフスタイルの多様化等を踏まえ、共生社会の実現に向けた取組を進めているところです。

意見の概要	札幌市の考え方
<p>高齢者の方が増えていることは、課題ではなく、高齢者の方の社会貢献を可能とする社会構造とすることが必要がある。</p>	<p>札幌市においては今後も高齢化が進み、令和32年(2050年)には約4割が65歳以上の高齢者となることが予想されています。そのため、本市では高齢化が進展していくことを見据え、令和6年3月に「高齢者支援計画 2024」を策定し、高齢者が社会で役割を持って活躍できるよう、就労やいきがいきづくりなどの社会参加への意識醸成や環境の整備を進めております。</p>
<p>地域意識の希薄化は、地域の伝統文化や伝統行事が時代の流れ等により大切にされなくなった結果である。これを共生社会の実現に関する課題とすることには違和感がある。</p>	<p>近年、世代間の価値観の差の拡大、核家族化、人々の移動性・流動性の高まりを背景として地縁や血縁といった伝統的なつながりが弱くなり、高齢者介護・障がい者福祉・子育て支援など様々な分野において、家族又は地域内の支援力が低下してきている状況にあります。こうした中で、誰もが安心して暮らし、活躍できる共生社会の実現に向けては、地域を単位とした地域共生社会の実現が重要な要素であると考えております。</p>
<p>「地域意識の希薄化」は進んでいると思うが、この地域に暮らす社会の一員という当事者意識を持ち、社会を楽しく・より良くするために行動出来たらよい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、引き続き共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。</p>
<p>子どもの権利への理解に関するアンケートの対象者は人格形成が未熟な子どもであり、63.8%の数値が妥当だとは思えない。極めて恣意的に取り上げた事例だと思う。</p>	<p>子どもに関する実態・意識調査は、子どもの生活や悩み、子どもの権利について子どもの声を聞き、今後の施策に反映していくため、5年ごとに、無作為抽出した10歳～18歳の子ども5,000人と19歳以上の大人5,000人を対象に実施しています。</p> <p>調査の実施に当たっては、子どもの調査対象者を子どもの権利のパンフレット配布対象年齢以上の者とし、子どもの権利についての説明を掲載するなど、子どもでも正しく回答できるよう配慮しています。</p> <p>引き続き、子ども・大人問わず広く市民が子どもの権利を正しく理解することができるよう取り組んでまいります。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>「子どもの権利への理解」が 63.8%とのことであるが、子どもの権利を理解した安定した社会は、健全な家庭と学校との連携の中で育まれる。</p>	<p>子どもの権利を大切にする社会の実現に向けては、子どもを育て、子どもとともに社会をつくる大人が、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を第一に考え行動していくことが必要であり、さらに地域や学校、本市などとも連携して、社会全体で子どもを育てることが重要であると考えております。</p>
<p>法務省の調査によると、札幌市では外国人が入居や就職を断られるなどの差別が全国平均より高い割合で発生している。素案にはこれらの現状認識がなく、言及もされておらず、不完全である。</p>	<p>本市としても、外国人は国籍や文化の違いにより様々な場面で困難を抱える傾向があることは承知しており、関係団体との連携や市民への啓発等を通じて、差別や偏見のない共生社会の実現に取り組んでまいりたいと考えています。</p>
<p>「支援を要する外国人市民の増加」とあるが、外国人市民の定義を示してほしい。</p>	<p>札幌市の区域内に住所を有し、かつ、日本の国籍を有しない者をパブリックコメント資料上外国人市民と表記しています。</p>
<p>外国人市民の「増加」について、外国人を受け入れ続けることについて議論はされているのか。</p>	<p>札幌市では、国による在留資格「特定技能」の創設や、千歳市への次世代半導体の製造拠点の整備などを背景にして、今後も外国人市民が増加していくことが見込まれます、そのため、受入側が感じる懸念や不安に対して、しっかりと寄り添いつつ、増加する外国人市民にも対応していくことなどを通して、受入側も含めた、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めることが重要と考えております。</p> <p>こうした認識の下、本市では、外部有識者会議における議論やパブリックコメント手続等の市民意見の把握などを経て、最上位計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン(ビジョン編)」において、多様性と包摂性のある都市を目指すことを掲げたほか、現在策定中の第3次さっぽろ未来創生プランでは人口減少への適応として「外国人材に選ばれる環境づくり」を盛り込んだところ です。</p> <p>都市の活力を維持していくためには、外国人を始め多様な人材の活躍が必要になると考えており、日本人も外国人も、誰もが安心して暮らせる社会となるよう取組を進めてまいります。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
男女の地位の平等感については、偏りはなく、むしろ男性に不平等を感じている。	令和3年度(2021年度)に実施した市民意識調査では、男女の地位の平等感に関し社会全体で
男女の地位の平等感の偏りについては、都合良く切り取られた問題である。建設業や力仕事などの危険な作業をする女性は少ないが、それは男女の生まれ持った性質が違うからである。男女の違いを認めずに「平等」を正当化するのは間違いである。	「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と答えた市民の割合が計 74.1%と高い状況となっており、職場や家庭生活といった場面でも同様の傾向となっています。また、育児・介護を含む家事全般に費やす時間は女性の 22.4%が「5時間以上」と答えましたが、男性の 59.7%が「なし～1時間未満」と答えています。
男女の地位は平等であり、課題から外すべき。	さらに、令和4年就業構造基本調査によると、札幌市の女性の有業率は 50.2%と男性の有業率 68.3%より低く、令和4年毎月勤労統計調査では女性の賃金は男性の賃金の 58.0%になっており、これらの結果から家庭生活や働く場面における男女の格差が見えているところです。
男性と女性は性質や体力が異なり、完全な平等は不可能である。	男女共同参画社会基本法では、「社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会」に関する男女間の格差を改善するための積極的改善措置が定義されており、本市としては、今後も男女の格差の改善に努めてまいりたいと考えております。
男女の特性を考慮した社会構造が必要。行き過ぎた男女共同参画は有害で、特性を活かした平等化が必要である。	男女共同参画社会基本法では、「社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会」に関する男女間の格差を改善するための積極的改善措置が定義されており、本市としては、今後も男女の格差の改善に努めてまいりたいと考えております。
男女の地位の平等感の偏りとは、性別の違いを尊重するのではなく、「とりあえずなんでも平等に」ということなのか。そうであれば多様性という観点からずれており、何をしたいかが不明。	男女共同参画社会基本法では、「社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会」に関する男女間の格差を改善するための積極的改善措置が定義されており、本市としては、今後も男女の格差の改善に努めてまいりたいと考えております。
立法事実がないと考えられる。(類似意見 7 件)	本市はこれまでも共生社会の実現に向けた様々な取組を行ってきたところですが、依然として、他者からの理解が十分でないなどの様々な社会的な障壁により、日々の暮らしに生きづらさを感じている方々が多くいるものと認識しています。加えて、高齢者人口の増加やグローバル化の進展に伴う外国人人口の増加、価値観の多様化等の昨今の社会情勢を踏まえると、これまで以上に多様性が尊重され、互いに支え合う包摂的なまちづくりが求められるものと考えています。本市としては、こうした背景を踏まえ、共生社会の実現に向けた基本理念等を定めるため、本条例の制定を目指してまいりたいと考えています。

(2) 「条例制定に当たっての基本的な考え方」に関する意見

意見の概要	札幌市の考え方
<p>アイヌ民族など、特定の人に焦点を当てた施策は他の人を差別することになり、多様性とは相いれない結果となる。</p>	<p>本条例は、障がいの有無、年齢、性別、国籍、民族等の違いにかかわらず、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」(共生社会)の実現を目指し、誰もが当事者との考えの下で制定を目指しているところであり、特定の立場にある方のみを対象としたものではありません。その上で、個々の課題に対する施策については、分野横断的な視点を持ちながら、推進していく考えです。</p>
<p>条例の対象に「ジェンダーアイデンティティ」を含む点に反対。女性に心は女性だと主張する男性とプライベートな空間を共用することを強いたり、女子の安全で公平な教育機会を奪うことは許されない。</p>	<p>身体の性とジェンダーアイデンティティが異なるトランスジェンダーのほか、性の在り方は多様で、L・G・B・T以外にも様々な性の在り方が存在しており、性的指向やジェンダーアイデンティティは、本人の意思で選択したり変えたりできるものではありません。本市としては、そのような性の在り方のために日常生活において深刻な困難を抱えている方の生きづらさを解消したいと考えており、多様な性の在り方への理解の促進と支援が重要であると考えています。</p> <p>トイレや更衣室など、性別による区別のあるスペースの運用については、頂いたご意見を踏まえ、慎重に対応してまいります。</p>
<p>「ジェンダーアイデンティティ」という日本語での定義が難しい言葉が条例の中に入っているため、条例には反対。</p>	<p>本条例の条文に「ジェンダーアイデンティティ」を直接規定する考えはありませんが、「条例制定に当たっての基本的な考え方」の中において、誰もが有する「違い」の一例として記載しております。その定義については、いわゆるLGBT理解増進法における定義と同様に、「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」としております。</p>
<p>法務省の統計によると、2022年の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する人権侵害事件の受理件数は全国で一桁である。生きづらさの解消をうたうならば、当事者の声をもっと聞き、札幌の状況も含めた統計を示すべき。(類似意見1件)</p>	<p>性的マイノリティの方々抱える困難などの実態については、公的機関が実施する調査結果や複数の民間調査結果を参考にすのほか、パートナーシップ宣誓制度利用者や市内の当事者団体などからも意見を聞いており、実態や意見の把握に努めております。本市では性的マイノリテ</p>

意見の概要	札幌市の考え方
	<p>イの方々が抱える生きづらさを解消するため、当事者や市民の意見を参考にしながら、引き続き差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を發揮できる共生社会の実現に向けて、取組を進めてまいります。</p>
<p>「生きづらさ」を「多様性」という言葉で一括りにするのは乱暴であり、本来は個別対応が必要である。</p>	<p>本条例は、障がいの有無、年齢、性別、国籍、民族等の違いにかかわらず、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を發揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」(共生社会)の実現を目指し、誰もが当事者との考えの下で制定を目指しているところであり、特定の立場にある方のみを対象としたものではありません。その上で、個々の課題に対する施策については、分野横断的な視点を持ちながら、推進していく考えです。</p>
<p>対話で価値観の違いが解消できるか疑問。「価値観の押し付けはあってはならない」と追記すべき。</p>	<p>本条例では、価値観や考え方も含め、誰もが何らかの違いを有する当事者であることを前提とした上で、共生社会の実現に向けては、立場や価値観などが異なり、すぐには折り合いがつかないような場面を含めて、様々な場面で各人が対話を重ね、それぞれの違い等について理解を深め支え合うことが必要であると考えております。</p>
<p>一つの属性だけで生きている人はおらず、複数の属性が交差した中で生きている。障がいの社会モデルという視点、あらゆるマイノリティへの公正、合理的な調整、人権の尊重といった基本を諸々考慮した条例としてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、引き続き共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。</p>
<p>様々な価値観を受け入れるほど地域色は薄まっていく。地域色を大切にすることと共生社会は矛盾する。</p>	<p>現在の札幌の姿は、様々な背景を有する方々の連携・協力により形作られてきたものと認識しております。頂いたご意見につきましては、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>多様性の尊重は日本の文化の軽視等につながる懸念がある。(類似意見 8 件)</p>	<p>先人の方々が築いてこられた文化等は大切な財産であり、本条例はこれらを否定するものではありません。こうした財産は、将来世代にしっかりと引き継いでいくとともに、今後の本市のまちづくりに活かしていきたいと考えています。</p>
<p>本条例は特定の価値観を押し付け、市民の多様性を否定するものである。(類似意見 61 件)</p>	<p>本条例では、価値観や考え方も含め、誰もが何らかの違いを有する当事者であることを前提と</p>

意見の概要	札幌市の考え方
多様性の尊重に反対。(類似意見 2 件)	した上で、共生社会の実現に向けては、立場や価値観などが異なり、すぐには折り合いがつかないような場面を含めて、様々な場面で各人が対話を重ね、それぞれの違い等について理解を深め支え合うことが必要であると考えております。
多様性を認めることは重要だが、悪用される懸念がある。	
「多様性」という言葉が近年ネガティブなイメージを持たれるようになってきているため、これを使用せず、具体的な施策を直接伝えるべき。	共生社会の実現に向けて本市が行う施策については、基本的施策として本条例において規定することとしております。今後もご意見を踏まえながら、引き続き多様性と包摂性が強みとなるまちづくりを進めてまいります。
「多様性」を主張することで生きづらさが生まれる人もいるため、慎重に対応すべき。	ご意見を踏まえ、引き続き多様性を尊重したまちづくりを進めてまいります。
誰もが暮らしやすいまちづくりについて考えていく前提として、昨今の市民の多様性について触れられているのはとても好感度が高い。また、札幌ならではの多様性としてアイヌ民族に関することが言及されているのは素晴らしい。	
まずは多様性を否定しないという段階を踏むべきではないか。一気に認めるのは難しいと思う。	
現代の世代が多様性を理解しなければ次世代に伝えることは難しいと思う。	
多様性の尊重については、差別の構造(どうして起きてしまうのか)について、丁寧に啓発していくことも重要。「共感」という相手への理解だけでなく、構造的な問題を理解することも進めてほしい。	
「誰もが当事者である」という表現では分かりにくいいため、いわゆるマジョリティも「ある状況ではマイノリティとなることがありうる」ということを直接的に明示したほうが良い。障がいの社会モデルとも親和性のある説明になるかと思う。	
条例が掲げる「多様性を尊重したまちづくり」のためには、次世代への教育が重要である。	「条例制定に当たっての基本的な考え方」にも記載しているとおり、共生社会の実現に向けては、次世代を担う子どもも参画しやすい取組を継続的かつ発展的に展開していく必要があると考えています。

意見の概要	札幌市の考え方
<p>「共感」について、条例で個人の感情に言及すべきではない。</p>	<p>本条例では、価値観や考え方も含め、誰もが何らかの違いを有する当事者であることを前提とした上で、共生社会の実現に向けては、立場や価値観などが異なり、すぐには折り合いがつかないような場面を含めて、様々な場面で各人が対話を重ね、それぞれの違い等について理解を深め支え合うことが必要であると考えております。なお、「共感」については、条例本文に規定する予定はありません。</p>
<p>「共感に基づく心のバリアフリーの醸成」という表現は、市民には分かりにくい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、条例の趣旨・内容等については、今後も逐条解説やパンフレット等の作成などを通して、丁寧に説明していきたいと考えています。</p>
<p>包摂的なまちづくりについて説明する際、「社会モデルの考え方」と「医学モデルの考え方」の違いについて述べられているのは、市としてこれからのまちづくりを市民に知ってもらうために重要な説明であり、もう少し強調しても良いと思う。</p>	
<p>「市民・事業者との協働による共創」について、市（行政）・市民・事業者の三者は並列な関係で協働することを意識し、「市（行政）・市民・事業者との協働による共創」とすべき。（類似意見 2 件）</p>	
<p>札幌市は共通性の確立が重要であり、多様性と包摂性のあるまちづくりは不要である。</p>	<p>本市としては、共生社会の実現に関する様々な課題に加えて、昨今の価値観やライフスタイルの多様化等を踏まえ、「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（ビジョン編）」において多様性と包摂性のある都市を目指すことを掲げ、共生社会の実現に向けた取組を進めているところです。</p>
<p>「包摂的」を「全ての人を排除せず、取り残さないさまをいう」と定義しているが、市民を守るためには排除せざるを得ない人たちが存在するため、「包摂性」「包摂的」という文言は排除すべき。（類似意見 1 件）</p>	<p>本条例は、障がいの有無、年齢、性別、国籍、民族等の違いにかかわらず、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」（共生社会）の実現を目指し、誰もが当事者との考えの下で制定を目指しているところであり、特定の立場にある方のみを対象としたものではありません。その上で、個々の課題に対する施策については、分野横断的な視点を持ちながら、推進していく考えです。</p>
<p>「特に次世代を担う子どもも参画しやすい取組を継続的かつ発展的に展開していく」とあるが、</p>	<p>先人の方々が築いてこられた文化等は大切な財産であり、本条例はこれらを否定するものでは</p>

意見の概要	札幌市の考え方
子ども達が間違っただけに影響を受け、日本文化が失われることに危機感を覚える。	ありません。こうした財産は、将来世代にしっかりと引き継いでいくとともに、今後の本市のまちづくりに活かしていきたいと考えています。

(3) 条例素案に関する意見

ア 「1 前文」に関する意見

意見の概要	札幌市の考え方
前文中「誰もが」という表現について、外国人、アイヌ民族及び性的マイノリティとの共生に懸念があるため、修正が必要	本条例は、障がいの有無、年齢、性別、国籍、民族等の違いにかかわらず、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」(共生社会)の実現を目指し、誰もが当事者との考えの下で制定を目指しているところであり、特定の立場にある方のみを対象としたものではありません。その上で、個々の課題に対する施策については、分野横断的な視点を持ちながら、推進していく考えです。
「誰もが」ではなく、対象を市民や日本人とすべき。(類似意見 4 件)	
「誰もが」という抽象的な表現ではなく、対象者を具体的にすべき。	
前文に「あなた自身も含め」を追加し、普通の人も対象に含めるべき。	
前文中「誰もが」という表現について、不法滞在者を排除するため、「市民の誰もが」とすべき。また、前文中「私たちは」という表現については、誰を指しているのか不明。	本条例は、障がいの有無、年齢、性別、国籍、民族等の違いにかかわらず、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」(共生社会)の実現を目指し、誰もが当事者との考えの下で制定を目指しているところであり、特定の立場にある方のみを対象としたものではありません。また、前文の「私たちは」は、行政主体としての本市のほか、市内で活動する全ての者(事業者を含む。)を指した表現としています。 なお、いわゆる「不法滞在者」については、警察や出入国在留管理庁などにより適正に対応されるべきものと考えています。
前文中「ゆき」と「みどり」という表現については、漢字で表記してほしい。	札幌の自然環境に関する「ゆき」と「みどり」の表記については、子どもにも親しみやすさを感じていただけるよう、あえてひらがな表記としています。
前文中「札幌は、ゆきとみどりに彩られた豊かな自然環境の下、様々な背景を有する先人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、育みながら、外国の先進の英知を取り入れていくことによって、飛躍的に成長してきました」という表現につ	札幌が外国等の先進の英知を取り入れつつ発展してきたことは事実ではありますが、これのみが成長の要因ではないことなどから、「北方圏の拠点都市」としての都市機能やまちとしての成長に着目した文言に修正いたします。

意見の概要	札幌市の考え方
<p>いて、この一文は、あたかも北海道が昔から移民社会であり、そのことが発展の原動力かのように誤認させるものであり、削除を求める。(類似意見 2 件)</p>	
<p>「生きづらさを感じる方が多くいる」ことはどのように確認したのか。また、その理由が「他者の個性や能力に対する理解が十分でないことなどの社会における様々な障壁」であることはどのように確認したのか。(類似意見 10 件)</p>	<p>生きづらさを感じる一例として、「過去3年間で障がいがあるために差別をうけるなど嫌な思いをしたことがある」と回答した障がいのある方は 24.5%、障がいのある子どもは 45.1%という調査結果があります(令和4年度札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査)。これは主に社会における意識面での障壁に起因するものであると考えられ、本市としては、この事例以外にも人それぞれが多様な障壁に起因して生きづらさを感じている場合があると認識しています。</p>
<p>「生きづらさを感じる方が多くいる現状」とあるが、ほとんどの人は大きく声を上げないだけで何かしら生きづらさを感じて生きていると思う。(類似意見 1 件)</p>	<p>ご意見のとおり、社会における様々な障壁により生きづらさを感じている方の中には、自ら声を上げることができない方も多くいらっしゃると思います。こうした認識の下、本条例の検討を進めているところです。</p>
<p>前文中「市、市民及び事業者が一体となって、(中略)共生社会の実現に向けて取り組んでいく」という表現については、「市、市民及び事業者がそれぞれの立場で、でき得る範囲で、共生社会を目指し」とすべき。(類似意見 2 件)</p>	<p>市の責務並びに市民及び事業者の役割については、別に条項を設けて詳細に規定することとしております。</p>
<p>パブリックコメント資料上の「市、市民及び事業者が一体となって」「異なる方向性の下で取組を進めることがないよう」といった表現は全体主義につながるものであり、思想の自由を侵害するものである。</p>	<p>本条例は共生社会の実現に向けた基本理念等を定める理念条例であり、思想の自由等を侵害するものではありませんが、頂いたご意見等を踏まえ、誤認を避ける観点から、関係箇所の文言を修正いたします。</p> <p>また、「条例制定に当たっての基本的な考え方」に掲げる「包摂的なまちづくり」を踏まえ、前文に「安心」に関する文言を追加いたします。</p>
<p>この条例は「規制条例」ではなく「理念条例」であることから、この趣旨は文章で条例前文に定めてほしい。当然、市長が定める規則も市民を規制するものであってはならない。</p>	<p>本条例が理念条例であることは今後逐条解説等においても周知してまいりたいと考えています。なお、本条例に基づき市長が定める規則については、何らかの規制を定めるものとする考えはありません。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>条例制定の意義が不明確であり、前文に賛同できない。</p>	<p>本市が目指す多様性と包摂性のある都市とは、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され、能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」(共生社会)の実現によりつくり出される都市であると考えており、この社会の実現に当たっては、社会を構成する主体である市(行政)・市民・事業者の連携・協働が不可欠です。</p> <p>そのため、本市では、市・市民・事業者それぞれが連携・協働して取組を進めていくことができるよう、共生社会の実現に向けた基本理念等を共有することが重要であると考えています。</p> <p>そこで、共生社会の実現に関し、基本理念を定めるほか、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本事項を定めることにより、市・市民・事業者が連携・協働して共生社会の実現に向けた取組を進め、多様性と包摂性のある、「誰もがつながり合う共生のまち」をつくることを目的として本条例の制定を目指しています。</p>

イ 「3 定義」に関する意見

意見の概要	札幌市の考え方
<p>共生社会の定義について、権利面に偏りすぎていると感じる。理念条例であっても、市民や事業者の役割や努力義務を規定する以上、対象者が地域社会のルールを守ることを明記すべきである。</p>	<p>共生社会の実現に向けては、各人が地域社会のルールを遵守することも重要であると考えており、こうした観点も踏まえて基本理念や市民及び事業者の役割を規定しているところです。</p>
<p>共生社会の定義について、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮でき、個人の抱える問題を社会全体で解決できる、多様性と包摂性が強みとなる社会。」とすべき。</p>	<p>個人が抱える生きづらさを社会全体で解消していく旨は、基本理念(誰もが、互いに理解し合い、支え合い、及び助け合うことで、社会から孤立することなく安心して生活できること。)において規定しているところです。</p>
<p>「差別や偏見」に関する定義がないため明確にしてほしい。(類似意見 16 件)</p> <p>「差別」の定義がないが、これにマイクロアグレッションも含まれるのか。</p>	<p>何が差別や偏見に当たるか等については、個別の事案ごとに具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断されるものと考えております。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
市民の定義について、日本国籍を有する者に限定すべき。(類似意見 13 件)	本条例は、障がいの有無、年齢、性別、国籍、民族等の違いにかかわらず、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」(共生社会)の実現を目指し、誰もが当事者との考えの下で制定を目指しているところであり、特定の立場にある方のみを対象としたものではありません。その上で、個々の課題に対する施策については、分野横断的な視点を持ちながら、推進していく考えです。
市民の定義について、悪用される懸念などがあり、市民でない者等を条例上市民とすべきではない。(類似意見 9 件)	
市民の定義について、「市内に通勤し、又は通学する個人その他の市内に滞在する個人」とあるが、市内に滞在する個人とは具体的にどのような個人を指すのか分かりづらい。(類似意見 1 件)	「市内に滞在する個人」は、旅行者等の一時滞在外者を含めて市内に滞在する個人全般を指します。
市民の定義について、犯罪被害者支援条例における定義と異なっていることから適切ではない。	条例における用語の定義は、その条例の目的や対象に応じた適切な運用を図るため、条例によって異なる定義をしている場合があります。本条例につきましても、「(仮称)札幌市犯罪被害者等支援条例」の制定趣旨、目的等の違いから、異なる定義となっているものです。
事業者の定義について、「その他の活動を行う団体」の部分は範囲を限定する必要があるのではないか。	本条例は、障がいの有無、年齢、性別、国籍、民族等の違いにかかわらず、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」(共生社会)の実現を目指し、誰もが当事者との考えの下で制定を目指しているところであり、事業者については、活動目的による対象の限定をしないこととしております。
事業者の定義について、どのような目的の事業者か明記されておらず、反日団体や活動家も含まれるのか不明確である。	
「誰もが当事者である」なら、市・市民・事業者に加え「当事者」も定義すべきである。	
	「条例制定に当たっての基本的な考え方」で位置付けた誰もが当事者であるという視点の下、市民・事業者の定義において対象を広く規定することとしております。

ウ 「4 他の条例等との関係性」に関する意見

意見の概要	札幌市の考え方
他の行政計画等との関係性が不明確。	他の行政計画等との関係性については、本条例において「市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規

意見の概要	札幌市の考え方
	則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。」と条例の位置付けを規定しております。
既存の関連条例や計画が多くある中で、新たな上位条例を制定する必要はない。新たな条例が必要なのであれば、既存のものは機能していないことになる。	本市としては、既存の条例や施策等に加えて、本条例の制定により「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」(共生社会)の実現を目指してまいりたいと考えております。
高齢者や障がいのある方に対する個別の条例が既に存在しており、新たな条例は不要。既存の条例を磨き上げ、必要に応じて見直すことが最善である。	
他の条例との整合性をとるのであれば、他の条例を全て提示してほしい。	共生社会の実現に係る条例は、障がいや福祉に係るもの以外にも、男女共同参画推進条例や子どもの最善の利益を実現するための権利条例など、広くまちづくり等に関する条例となります。

エ 「5 基本理念」に関する意見

意見の概要	札幌市の考え方
札幌市が本条例で「基本的人権の尊重」を基本理念として掲げることに疑問を感じる。これまで市政が人権を蔑ろにしてきたと認めるといふことか。	誰もが自分らしく暮らし、能力を発揮できるよう、誰もが基本的人権を享有する個人として尊重され、また、その個性や能力が認められることが改めて重要であるとの考えから、基本理念として「誰もが、基本的人権を享有する個人としてその個性や能力を認められること。」を規定しています。
基本理念に関する記載のうち、「当事者が抱える生きづらさを社会全体で・・・」とあるが、判断基準が当事者の感情由来となることにより、悪意のある当事者が主張したときに反論することができなくなってしまう。どこかに判断基準を作らなければ恣意的な運用(悪用)がなされる危険がある。	本条例は、障がいの有無、年齢、性別、国籍、民族等の違いにかかわらず、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」(共生社会)の実現を目指し、誰もが当事者との考えの下で制定を目指しているところであり、特定の立場にある方のみを対象としたものではありません。その上で、個々の課題に対する施策については、分野横断的な視点を持ちながら、推進していく考えです。

意見の概要	札幌市の考え方
基本理念を共有すること自体が、共有を強制される個人の権利と相反する。誰もが「支え合う」とは、誰かが誰かより余計に負担をすることになる。それぞれの責務や役割を「相互に認識し」とは一方通行になる可能性が極めて高く、「協働」は成し得ず、誰かのわがままの為にもう一方が負担を強いられることを条例で強制することと解釈できる以上、共生は実現しえず、個性が尊重できる社会とはかけ離れることになる。	本条例では、価値観や考え方も含め、誰もが何らかの違いを有する当事者であることを前提とした上で、共生社会の実現に向けては、立場や価値観などが異なり、すぐには折り合いがつかないような場面を含めて、様々な場面で各人が対話を重ね、それぞれの違い等について理解を深め支え合うことが必要であると考えております。
基本理念に反対。(類似意見 2 件)	—

オ 「6 市の責務」に関する意見

意見の概要	札幌市の考え方
市の責務に「市民、事業者並びに市外の方々に活動への理解を得られるよう、情報公開に努める」ことを追記してはどうか。	情報公開に関する事項としては、本市が共生社会の実現に向けて取り組む施策として、基本的施策「個別の事業及び各種制度に係る分かりやすい情報提供」を定めているところです。

カ 「7 市民及び事業者の役割」に関する意見

意見の概要	札幌市の考え方
「理念条例」としながら、市民や事業者に役割として努力義務を課すことに反対。(類似意見 10 件)	共生社会の実現のためには、市民や事業者による取組の果たす役割が大きいと考えていることから、努力義務として「市民及び事業者の役割」を定めていますが、何らかの強制を行うものではありません。
多様性や個人の尊重をうたうならば、努力義務の設定は不要であり、全体主義的な規定は設けるべきではない。	
基本理念や市民・事業者の役割については、三者の関係が並列であることを踏まえ、「市民・事業者の役割」と表現しない形にすることが妥当。(類似意見 1 件)	市・市民・事業者の三者は並列の関係であると認識しておりますが、それぞれ異なる責務・役割があると考えられることから、これらを分けて規定しています。

キ 「8 基本的施策」に関する意見

(ア) 障がい関係

意見の概要	札幌市の考え方
車椅子で利用できる施設を検索できるアプリやサイトがあると良い。車椅子で入店できるか、車椅子用トイレがあるかなどを事前に確認できるサービスがあると便利。毎回お店に電話して確認するが、スタッフが車椅子利用の可否を判断	本市では、札幌市内の主な商業施設や官公庁等における、車椅子利用者用駐車場や多目的トイレなどの設備の有無等を地図で確認することができるよう、「バリアフリータウンマップ」や「ユニバーサル地図/ナビ」を市公式ホームページ上で公開しております。

意見の概要	札幌市の考え方
できないことがあり、事前に検索できると助かる。	
障害者差別解消法の理解が進んでいないため、企業向けに正しい理解を深める施策が必要。	頂いたご意見も踏まえながら、企業に対して障害者差別解消法やその考え方を引き続き周知啓発してまいります。
「障がい者」という言葉は差別的でモノ扱いされていると感じる。社会モデルや医学モデルも意味がない。当事者自身が生きづらさを考え、努力するべきで、それが自立につながる。	頂いたご意見も踏まえながら、障がいのある方が自立した生活を送るための支援を進め、共生社会の実現を目指してまいります。
障がいのある方への支援は必要だが、多数の健常者に不便を強いるべきではない。社会構造が弱くなる可能性があり、余裕がある場合にのみ優先すべき。	本市では、差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる共生社会の実現を目指し、道路や施設等のハード面のバリアフリーの整備のほか、周囲の配慮や理解の促進、適切な情報提供等のソフト面のバリアフリーを推進しております。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。
障がいの特性や盲導犬についての知識を従業員に啓発し、入店拒否を防ぐべき。	
障がい者を利用するような公共工事の見直しを求める。バリアフリーについては行政が差別を作り出している。	
道路や設備のバリアフリーは賛成だが、心のバリアフリーの推進には反対。(類似意見1件)	
入場料を払う施設で車いすユーザーが使用できない場所などがある際には、受付スタッフによる説明や支援を受ける方法の提示をしてほしい。	頂いたご意見も踏まえながら、サービス提供者による合理的配慮の提供について、引き続き普及啓発を推進してまいります。
<p>車椅子ユーザーとしての視点から、以下の改善を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車道と歩道との段差がある場所が多い。 ・歩道に車が駐停車していると車椅子が通れない。 ・歩道が狭い。 ・バスの利用に電話連絡が必要。 ・スロープが急勾配の場合がある。 <p>また、健常者にも車椅子体験を通じて不便な点や手助けが必要な点を理解してもらいたい。</p>	本市では、福祉のまちづくり条例の整備基準に基づく道路や施設のバリアフリー整備(ハード面)のほか、周囲の配慮や理解の促進、適切な情報提供などのソフト面の取組を進めてきたところです。頂いたご意見を踏まえ、ソフト・ハードの両面でバリアフリーを引き続き推進してまいります。
バリアフリー施設と表示されていても、使えないことがある。バリアフリーの基準を明確にしてほしい。	頂いたご意見を踏まえ、バリアフリーに関する効果的な情報発信に努めてまいります。

意見の概要	札幌市の考え方
エレベーターのサイズをホームページに表記するか、電話で問い合わせた際に答えられるようにしてほしい。	頂いたご意見を踏まえ、サービス提供者による合理的配慮の提供について、引き続き普及啓発を推進してまいります。
バリアフリーはもっと進むと良い。	頂いたご意見を踏まえ、ソフト・ハードの両面でバリアフリーを引き続き推進してまいります。
物理的なバリアフリー化は評価するが、心のバリアフリーという曖昧な定義で性的マイノリティをあぶり出す必要はない。誰にも知られたくない人も多く、不利益を被る可能性がある。	頂いたご意見も踏まえ、心のバリアフリーの普及啓発について、検討してまいります。
基本的施策が障がい者に関することのみとなっている。	パブリックコメント資料上の基本的施策の主な取組は例示であり、共生社会の実現に向けた取組としては、障がいのある方に関する取組以外にも多様な取組があると考えています。現在の取組は「ユニバーサル展開プログラム(令和6年6月策定)」として取りまとめ公表しておりますので、ご参照ください。
「心のバリアフリー」は思想・良心の自由に反するものであり、権利の侵害である。	心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことであり、思想、良心の自由を制限するものではありません。頂いたご意見も踏まえながら、心のバリアフリーの普及啓発を進めてまいります。
ベンチのデザインについては、病気の人などの皆が座りやすいベンチとしてほしい。また、ゴミ箱が少ないため増やしてほしい。点字ブロックについては健常者になるべく踏まないよう周知してほしい。	ご意見を踏まえ、引き続き共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

(イ) 性別関係

意見の概要	札幌市の考え方
「社会から孤立し、不安や悩みを抱える女性への支援」について、男性も同様に支援が必要な場合があるため、支援は性別に関係なく、孤立や不安を抱える全ての人々に対して行われるべき。(類似意見9件)	頂いたご意見を踏まえ、日常生活又は社会生活上で何らかの支援を要する方への支援については、生きづらさを感じる方の様々なご意見を伺いながら、支援の必要性を判断してまいります。
核家族化と家族を破壊する施策が問題。過去の家族構成に戻し、男女の特性を考慮した施策が必要。	男女共同参画社会基本法では、「家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に

意見の概要	札幌市の考え方
	<p>果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにする」と定められております。</p> <p>本市としましては、家庭においても差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を發揮できる共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。</p>
<p>働き盛りの男性に関する諸施策を盛り込んでほしい。</p>	<p>頂いたご意見を踏まえながら、性別にかかわらず、誰もが互いのその個性を尊重され能力を發揮できる共生社会に向けた取組を進めてまいります。</p>
<p>公共施設での女性の安全が不十分である。女性専用スペースの保護等が重要。</p>	<p>頂いたご意見を踏まえ、引き続き利用者の安全性の確保に配慮しながら、各施設の整備を進めてまいります。</p>
<p>性的マイノリティへの理解促進は、子どもの性のモラルや家庭の崩壊を助長するおそれがある。(類似意見 26 件)</p>	<p>性的マイノリティの10代は精神疾患におけるハイリスク層とされ、自殺念慮や自殺未遂の経験をした人も多いという調査結果もあり、ハラスメントや困難な経験などから、不登校を経験する人もいます。こうした問題は性的マイノリティへの理解不足が一因であるため、10代を含む幅広い年代への理解促進に取り組む必要があると考えています。</p>
<p>性的マイノリティを扱う教育の推進に反対。(類似意見 16 件)</p>	
<p>性別による区別のあるスペースの運用は必ず生物学的な性別で分ける必要がある。これは差別ではなく、区別である。(類似意見 11 件)</p>	<p>身体の性とジェンダーアイデンティティが異なるトランスジェンダーのほか、性の在り方は多様で、L・G・B・T以外にも様々な性の在り方が存在しており、性的指向やジェンダーアイデンティティは、本人の意思で選択したり変えたりできるものではありません。本市としては、そのような性の在り方のために日常生活において深刻な困難を抱えている方の生きづらさを解消したいと考えており、多様な性の在り方への理解の促進と支援が重要であると考えています。</p>
<p>性的マイノリティへの過剰な配慮でマジョリティが不便を被ることはしないでほしい。(類似意見 4 件)</p>	
<p>性的マイノリティ(LGBT)と一括りにすることに懸念がある。(類似意見 3 件)</p>	<p>トイレや更衣室など、性別による区別のあるスペースの運用については、頂いたご意見を踏まえ、安全性の確保に配慮しながら慎重に対応してまいります。</p>
<p>性的マイノリティは、ホルモンバランスの異常によるものであり、医療支援のみに留めるべき。</p>	
<p>性被害の増加等のおそれがあり、性的マイノリティとの共生に懸念がある。(類似意見 43 件)</p>	<p>性的マイノリティを利用した(装った)犯罪行為は決して許されるものではありません。</p> <p>身体の性とジェンダーアイデンティティが異なる</p>

意見の概要	札幌市の考え方
性的マイノリティへの配慮が過剰であり、本当に悩んでいる人にヘイトが向かう可能性がある。	トランスジェンダーのほか、性の在り方は多様で、L・G・B・T以外にも様々な性の在り方が存在しており、性的指向やジェンダーアイデンティティは、本人の意思で選択したり変えたりできるものではありません。本市としては、そのような性の在り方のために日常生活において深刻な困難を抱えている方の生きづらさを解消したいと考えており、多様な性の在り方への理解の促進と支援が重要であると考えています。
LGBT 理解増進法では、性自認と性同一性障害の違いが明確でないため、女性専用施設に男性が侵入する可能性がある。国会議員は問題ないと言うが、具体的な明記がない限り問題が発生するだろう。	トイレや更衣室など、性別による区別のあるスペースの運用については、頂いたご意見を踏まえ、安全性の確保に配慮しながら慎重に対応してまいります。
性的マイノリティの定義が曖昧。LGB の方は性別を変えるわけではないため特に問題ないと考えるが、T は自称の性別である。人間は性転換できない。性自認を社会のルールにするのは大変危険。	トイレや更衣室など、性別による区別のあるスペースの運用については、頂いたご意見を踏まえ、安全性の確保に配慮しながら慎重に対応してまいります。
LGBT 理解増進法を押し進めることに反対。条例を制定する必要はない。(類似意見 5 件)	いわゆるLGBT理解増進法において、地方公共団体は国との連携を図りつつ地域の実情を踏まえ、国民の理解増進に関する施策の策定・実施に努めるものとされています。
日本は性的マイノリティを早くから認めてきたところであり、新たな条例は不要。(類似意見 1 件)	性的指向やジェンダーアイデンティティは、本人の意思で選択したり変えたりできるものではなく、趣味、嗜好でもありません。本市としては、そのような性の在り方のために日常生活において深刻な困難を抱えている性的マイノリティの方の生きづらさを解消したいと考えており、多様な性の在り方への理解促進と支援が重要と考えています。
性的マイノリティへの支援は当事者の意見を聞いているのか。(類似意見 1 件)	性的マイノリティの方々が抱える困難などの実態については、公的機関が実施する調査結果や複数の民間調査結果を参考にするほか、パートナーシップ宣誓制度利用者や市内の当事者団体などからも意見を聞いており、実態や意見の把握に努めております。本市では性的マイノリティの方々が抱える生きづらさを解消するため、当事者や市民の意見を参考にしながら、引き続き差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる共生社会の実現に向けて、取組を進めてまいります。
性的マイノリティに関しては利権絡みの活動が目立つように思う。	性的マイノリティの方々が抱える生きづらさを解消するため、当事者や市民の意見を参考にしながら、引き続き差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる共生社会の実現に向けて、取組を進めてまいります。

意見の概要	札幌市の考え方
<p>公的書類や企業・団体のアンケートにおける性別欄を可能な限り廃止してほしい。性別欄があることで精神的な負担が大きい。</p>	<p>本市においては、不必要な性別欄を設けないよう配慮する旨、全庁に通知しており、可能な限り性別欄を設けない取組を進めております。また、札幌市 LGBT フレンドリー指標制度では、企業がエントリーシートやアンケートなどの性別欄を設けないことにより、取組項目の「配慮」に該当することとしております。より一層、こうした取組を促進するため、効果的に周知啓発を実施してまいります。</p>
<p>性的マイノリティに対して他が合わせるような条例は必要ない。差別やいじめは防ぐべきだが、身体的特徴で分けるしかない。LGBT 理解増進法自体に問題があり、条例で法律に従わなくていい対策を考えてほしい。</p>	<p>性的指向やジェンダーアイデンティティは、本人の意思で選択したり変えたりできるものではなく、趣味、嗜好でもありません。本市としては、そのような性の在り方のために日常生活において深刻な困難を抱えている性的マイノリティの方の生きづらさを解消したいと考えており、多様な性の在り方への理解促進と支援が重要と考えています。</p>
<p>性的マイノリティに関しては特定の価値観を押し付けるべきではない。意識面の取組ではなく、トランスジェンダーの方に対しては医療費を負担するなど、具体的な対策を講じるべき。</p>	<p>また、本条例では、価値観や考え方も含め、誰もが何らかの違いを有する当事者であることを前提とした上で、共生社会の実現に向けては、立場や価値観などが異なり、すぐには折り合いがつかないような場面を含めて、様々な場面で各人が対話を重ね、それぞれの違い等について理解を深め支え合うことが必要であると考えております。</p>
<p>札幌では欧米で問題となっている性のグラデーションの考え方が採用されているが、スポーツ大会で性のグラデーションに基づき、女性枠にトランスジェンダーや身体的男性が参加する可能性があり、懸念がある。</p>	<p>性的マイノリティへの理解促進の説明に使用される性のグラデーションの考え方は、スポーツ大会の対象を広げることを推進しているものではありません。スポーツ大会の対象については、競技の特性などにより、主催者において慎重に判断されるべきものと考えています。</p>
<p>性的マイノリティへの理解は必要かもしれないが、支援の範囲を明示してほしい。</p>	<p>性的指向やジェンダーアイデンティティは、本人の意思で選択したり変えたりできるものではなく、趣味、嗜好でもありません。本市としては、そのような性の在り方のために日常生活において深刻な困難を抱えている性的マイノリティの方の生きづらさを解消したいと考えており、多様な性の在り方への理解促進と当事者や周囲の悩み</p>

意見の概要	札幌市の考え方
	<p>や困りごとを解消するための相談支援などの取組が重要と考えています。</p>
<p>LGBTQ の Q(クィア)には、小児性愛、動物性愛、死体性愛なども含まれるが、このような反社会的な嗜好も「性的マイノリティ」として認めるのか。</p>	<p>LGBTQ の「Q」については、自分の性が分からない方や迷っている方、決めていない方などを表す「クエスチョニング」や、典型的とされる性の在り方以外を包括的に表す「クィア」の意味で使用されることがありますが、一般的に「クィア」には、小児性愛、動物性愛、死体性愛の意味は含まないものと認識しております。本市が性的マイノリティ及びLGBTQという言葉を使用する場合、小児性愛、動物性愛、死体性愛の意味は一切含みません。</p>
<p>札幌市がLGBTQの説明で、Qをクィアではなくクエスチョニングと説明していることに反対。クィアの定義を曖昧にすることで、女性や子どもが性被害を受ける懸念がある。(類似意見1件)</p>	<p>性の在り方は、男女の2つだけではなく、明確に分けられるものではないことから、色と色の間に境界がないグラデーションに例えられます。抱える困難も様々で、周囲の理解不足から悩みを打ち明けられない方も多いとされています。本市では、日常生活において深刻な困難を抱えている方の生きづらさを解消したいと考えており、多様な性の在り方への理解の促進と支援が重要と考えています。</p>
<p>性の多様性については、現在は身体の性、心の性、表現する性、好きになる性などと言われる。しかしこれは、セックス(生物学的性別)とジェンダー(社会的性役割、性的らしさ)を全て「性」と表現する、極めて乱暴で誤解を招くものである。性的マイノリティも、それぞれで悩みの種類が違い、一括りにするのは個別対応が疎かになるおそれがある。また、悩んでいない性的マイノリティもいることに留意が必要。</p>	<p>性の在り方は、男女の2つだけではなく、明確に分けられるものではないことから、色と色の間に境界がないグラデーションに例えられ、他の自治体など様々な機関でも使われています。性的マイノリティの10代は精神疾患におけるハイリスク層とされ、自殺念慮や自殺未遂の経験をした人も多いことを示す調査結果もあり、これは性的マイノリティへの理解不足が一因であると考えられるため、10代を含む幅広い年代への理解促進が重要であると考えています。</p> <p>また、本条例では、価値観や考え方も含め、誰もが何らかの違いを有する当事者であることを前提とした上で、共生社会の実現に向けては、立場や価値観などが異なり、すぐには折り合いがつかないような場面を含めて、様々な場面で各人が対話を重ね、それぞれの違い等について理</p>
<p>性別は男女の二種類であり、グラデーションではない。子どもたちに性の多様性という思想を教えるのは断固やめるべきで、子どもが自分で考え、迷いながら成長していく機会と安全を、大人は奪ってはならない。誰かが決めた共生の概念を、市民に押し付けるべきではない。</p>	

意見の概要	札幌市の考え方
	解を深め支え合うことが必要であると考えております。
性的マイノリティへの配慮はパートナーシップ宣誓制度で十分。札幌市が率先して共産主義を容認するような条例に反対する。	パートナーシップ宣誓制度は、性的マイノリティ当事者の思いを受け止めるもので、法的な権利や義務が発生するものではありません。本条例は、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」(共生社会)の実現を目指すもので、共産主義を容認するものではありません。
同姓婚を認めることではなく、パートナーシップ制度をより現実的に使える制度にすることに注力してほしい。	パートナーシップ宣誓制度は、性的マイノリティ当事者の思いを受け止めるもので、法的な権利や義務が発生するものではありませんが、官・民において、パートナーシップ宣誓制度を活用した取組が進んでいます。今後も、より一層取組が拡大するよう、働きかけを行ってまいります。
本書上の「性的マイノリティ」の注釈について、「典型的とされてきた性のあり方にとらわれない人々」とはいったい何を指すのか明確ではない。恣意的な運用を防ぐためにも明記すべき。	性の在り方は、男女の2つだけではなく、明確に分けられるものではないことから、色と色の間に境界がないグラデーションに例えられます。L・G・B・T以外にも様々で、明確に表すことは困難です。なお、性的マイノリティには、小児性愛、動物性愛、死体性愛の意味は一切含みません。
近年、多目的トイレが市の公共施設や民間建築物(JR 札幌駅等)などに設置されるようになった。多目的トイレの公教育の現場での整備には予算措置が必要であり、今後の取組に期待する。	学校施設は、令和7年度末までに、バリアフリートイレ(多目的トイレ)の整備を行います。また、新改築時には、誰でも利用可能な個室トイレの設置を進めております。

(ウ) 子ども関係

意見の概要	札幌市の考え方
子どもの権利条例推進事業について、日本では子どもの権利がないがしろにされている実態はなく、「意見表明権」は子どもの健全な成長に障壁となる可能性がある。「学校を休む権利」などの主張は条例の目的と異なる。(類似意見 4 件)	本市では、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長していくことができるよう子どもの最善の利益を実現するための権利条例を制定しています。 子どもの権利は、子どもが思うまま何をしてもよいと認めるものではありません。「子どもの意見表明」についても、子どもの意見を全て受け入れることではなく、子どもの意見を尊重した上で、大人が子どもの最善の利益を考慮し、適切な配

意見の概要	札幌市の考え方
	<p>慮・支援を行っていくことが大切です。</p> <p>本市としては、子どもが権利を正しく学び、お互いの権利を尊重し合う経験をすることで、子どもの考える力や他の人を思いやる心を養い、自立した社会性のある大人への成長につながっていくと考えています。</p> <p>今後も、子どもや、保護者を始めとする大人にも広く、子どもの権利の普及と理解促進に努めていきます。</p>
<p>子どもの権利を守るためにも、インフルエンザの予防接種は無料にすべきであり、市の施設も日本国籍の子どもには無料で提供すべき。</p>	<p>頂いたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>子どもの権利にはどのような権利があり、どの部分が実現できていないのか。</p>	<p>子どもの権利とは、生きる権利、いじめや虐待などから守られる権利、意見を表明する権利など、子どもが子ども期を生き生きと過ごし、自立した社会性のある大人に成長・発達するために欠かすことのできない権利で、生まれながらにして誰もが持っている基本的人権ということができます。</p> <p>本市では、平成20年11月に子どもの最善の利益を実現するための権利条例を制定し、普及啓発活動に取り組んできましたが、昨今の社会情勢や家族形態の変化などにより、子どもと関わりのある大人が減少し、大人における子どもの権利の認知度は低下しています。一方、近年子どもを取り巻く社会課題の顕在化やこども基本法の制定など、より子どもの権利が重要視されています。</p> <p>子どもの権利は子ども自身はもとより、子どもを育む大人が子どもの最善の利益を考慮することが重要であることから、より一層子どもの権利が大切にされる社会に向けて取組を進めていくことが求められています。</p>
<p>夫婦で子育てを協力していくことは当然として、出産・育児のプレッシャーを感じる女性への支援（出産や育児の悩みを気軽に相談できる場所の充実）や、子どもを育てやすくする独自の支援策</p>	<p>保健センターでは、保健師等による妊娠中の面談及び出産後の家庭訪問により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に対応する伴走型相談支援を実施しております。また、こそだてインフォメーション、区保育・子育て支援センターに</p>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>(保育園数の充実・保育士や学校教諭の待遇や給料の改善など)に取り組んでほしい。</p>	<p>おいては、保育士等が育児に関する相談をお受けしています。</p> <p>そのほか、出産後に施設や自宅において健康管理や育児相談などのケアを受けられる産後ケア事業を実施しており、引き続き出産後に受けられる支援の充実を図っていきます。</p> <p>また、安心して子育てしながら働くことができるよう、私立保育所や認定こども園の整備等により、必要な保育の受け皿確保に向けて取り組むとともに、一定年数勤続した保育士等への一時金給付事業等の実施により、保育人材の確保支援に取り組んでおります。保育士の処遇については、一定の改善は進んでいるものの、更なる改善を、引き続き様々な機会を通じて国に要望していきます。</p> <p>学校教諭の待遇や給料については、現在国において処遇改善の検討が行われていることから、その検討結果を踏まえて、改善に取り組んでいきます。</p>
<p>子どもが安全に遊べるまちづくりを目指してほしい。</p>	<p>子どもが自分らしく伸び伸びと成長していくためには、社会全体で子どもを育むことが必要であり、年齢とともに変化していく生活状況や人間関係に応じて、安心して暮らせる「地域」や「学校」などの環境づくりが不可欠であると考えております。中でも、地域は、子どもにとって身近で大切な遊びや学びを含めた生活の場であり、子どもの健全な育成に資するよう、子どもの安心・安全を確保するための地域ぐるみの活動や環境づくりを推進することで、より一層子ども安全に遊べるまちづくりを進めてまいります。</p>
<p>子どもが目にする性的な広告、アニメ、イラストなどの規制が必要であり本条例で制限を設けることはできないのか。また、子どもの権利条例の内容を子ども達自身が知る機会を作るのが良いと思う。子ども達が善悪等の判断をするためにも、また、人権意識のない大人にならないためにも必要。</p>	<p>本条例は規制条例ではなく理念条例であることから、何らかの規制や制限を設けるものではありません。</p> <p>平成20年11月に制定した子どもの最善の利益を実現するための権利条例では、子どもが子どもの権利を正しく学ぶことで、自分で考え判断し、自分の行動に責任を持ち、さらに相手のことも考えられる、自立した社会性のある大人に成</p>

意見の概要	札幌市の考え方
	<p>長していくと考え、子どもの年齢や発達に応じた普及啓発の取組を実施しております。毎年市内の小学4年生及び中学1年生を対象に授業等でも活用できる子どもの権利のパンフレットを配布しているほか、出前講座や子どもの主体的な参加と子ども同士が支え合う活動等を実施しており、子どもが自他の権利の尊重について実践的に学ぶ取組を進めています。</p> <p>今後も様々な機会を捉え、子どもの権利に関する理解促進の取組を進めてまいります。</p>
<p>最近の社会情勢を鑑みると、個人の人権尊重は大切であるが、人権と人権がぶつかった時に大人の人権が優先されている場合が多い。札幌市ではいち早く「人権が対立した時は子どもの権利が優先」と明記すべき。</p>	<p>大人と子どもの権利がぶつかり合ったときには、大人は子どもも一人の権利の主体として尊重することが求められます。しかし、成長・発達段階にある子どもにおいては必ずしも全て受け入れることができない場合もあると考えられます。その際には、大人は一方向的に考えを押し付けることなく、子どもを尊重した上で、子どもにとって何が最も良い結果をもたらすかを「最善の利益」の観点から判断し、しっかりと説明することが大切であると考えています。</p>
<p>子どものうちから行政や福祉サービスの存在を知ることで、将来の困難を乗り越える助けになる。</p>	<p>頂いたご意見につきましては、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>未成年の性被害者のプライバシーに配慮した安全な相談体制を整えることが重要。</p>	<p>市民文化局地域振興部区政課に設置している犯罪被害に係る総合的対応窓口や、性暴力被害者支援センター北海道「SACRACH さくらこ」において、性被害に関する相談を受け付けています。引き続き、プライバシーに配慮し、相談しやすい相談体制の整備に努めていきます。</p>

(I) 国籍関係

意見の概要	札幌市の考え方
<p>GX 経済圏はこの条例と関連しているように思う。外国人教師やインターナショナルスクールへの税金投入は日本人の子どもたちに負担をかける。税金は学校給食の質の向上等に使うべきであり、これは逆差別である。(類似意見 15 件)</p>	<p>GX の推進のみならず、在留資格「特定技能」の創設や、千歳市への次世代半導体製造拠点の整備などにより、今後も外国人市民が増加していくことが見込まれます。そのため、受入側が感じる懸念や不安に対して、しっかりと寄り添いつつ、増加する外国人市民にも対応していくことなどを通して、受入側も含めた、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めることが重要と考えております。</p>
<p>異文化圏の外国人が起こす問題を無視して日本人に「共生」を強いることは解決にならない。(類似意見 6 件)</p>	<p>文化や習慣の違いによって意図せずトラブルになる場合も考えられるため、そうしたトラブルを未然に防ぐためにも、外国人市民に日本の生活習慣等を学ぶ場の提供や、地域から孤立させないための支援に取り組んでいきます。また、本市は、外国人市民を含む「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」の実現を目指しており、外国人への支援等を通してこれに寄与していきたいと考えています。</p>
<p>外国人の支援は各国政府が担うべきであり、日本人の税金を投入することは財政状況を悪化させる。(類似意見 20 件)</p>	<p>札幌市では、国による在留資格「特定技能」の創設や、千歳市への次世代半導体の製造拠点の整備などを背景にして、今後も外国人市民が増加していくことが見込まれます、そのため、受入側が感じる懸念や不安に対して、しっかりと寄り添いつつ、増加する外国人市民にも対応していくことなどを通して、受入側も含めた、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めることが重要と考えております。</p>
<p>外国人への優遇・支援は不要。(類似意見 52 件)</p>	
<p>多文化共生に反対。(類似意見 37 件)</p>	
<p>外国人の受入れによる治安の悪化や、イスラム教徒による土葬問題など、様々な懸念がある。(類似意見 409 件)</p>	<p>文化や習慣の違いによって意図せずトラブルになる場合も考えられるため、そうしたトラブルを未然に防ぐためにも、外国人市民に日本の生活習慣等を学ぶ場の提供や、地域から孤立させないための支援に取り組んでいきます。</p>
<p>外国人に対しては、日本の文化や慣習等を尊重してもらいべき。(類似意見 81 件)</p>	
<p>外国人は地域に馴染まないのので、逆に札幌市民が差別しているとして条例違反の罪を問われかねない。(類似意見 1 件)</p>	

意見の概要	札幌市の考え方
外国人に生活保護を支給するのをやめてほしい。(類似意見 4 件)	外国人は生活保護法の適用対象となりませんが、厚生労働省からの通知に基づき、生活に困窮する外国人に対しては、生活保護の決定実施の取扱いに準じて、必要と認める保護を行っています。なお、この取扱いの対象は、日本に在留している外国人のうち、「永住者」「日本人の配偶者」「特別永住者」などに限られます。
札幌に住み続けたいと思う外国人の割合より、住み続けたいと思う日本人の割合を多くする方が持続可能な日本社会を構築できると思う。(類似意見 3 件)	札幌市では、国による在留資格「特定技能」の創設や、千歳市への次世代半導体の製造拠点の整備などを背景にして、今後も外国人市民が増加していくことが見込まれます、そのため、受入側が感じる懸念や不安に対して、しっかりと寄り添いつつ、増加する外国人市民にも対応していくことなどを通して、受入側も含めた、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めることが重要と考えております。また、本市は、外国人を含む「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」の実現を目指しており、外国人への支援等を通してこれに寄与していきたいと考えています。
給食等にハラル食を取り入れる必要はない。(類似意見 3 件)	札幌市の学校給食ではハラル給食を提供しておりません。
日本の暮らし、文化及び伝統を守ること等を優先すべきであり、外国人と日本人を同列に扱うのはおかしい。(類似意見 28 件)	本市は、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無等を問わず、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」(共生社会)の実現を目指しておりますが、これは誰もが共生することができる社会の実現を目指すというものであり、全ての場面において外国人を日本人と同列に扱うということを意味するものではありません。
外国人による犯罪行為等に厳正に対処してほしい。(類似意見 8 件)	本市としても、犯罪行為については厳正に対処されるべきと考えます。また、文化や習慣の違いによって意図せずトラブルになる場合も考えられるため、そうしたトラブルを未然に防ぐため、外国人市民に日本の生活習慣等を学ぶ場の提供や、地域から孤立させないための支援に取り組んでいきます。

意見の概要	札幌市の考え方
外国人(移民等)の受入れに反対。(類似意見51件)	札幌市では、国による在留資格「特定技能」の創設や、千歳市への次世代半導体の製造拠点の整備などを背景にして、今後も外国人市民が増加していくことが見込まれます、そのため、受入側が感じる懸念や不安に対して、しっかりと寄り添いつつ、増加する外国人市民にも対応していくことなどを通して、受入側も含めた、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めることが重要と考えております。具体的には、文化や習慣の違いによって意図せずトラブルになる場合も考えられるため、そうしたトラブルを未然に防ぐため、外国人市民に日本の生活習慣等を学ぶ場の提供や、地域から孤立させないための支援に取り組んでいきます。
土葬に反対。(類似意見 27 件)	現在、札幌市内に土葬することのできる墓地はありません。また、需給バランス確保等の理由から、新たな墓地の許可は出しておりません。
外国人の道徳観を理解しているのか。自分たちの方が道徳的に上と決めつけ、上から目線でいきなりこちらが手を差し伸べるといふ、その姿勢こそ偏見、差別につながるのではないか。	本市では、市民の皆様が多文化共生について知り、国際理解・異文化理解を深める取組を進め、外国人市民に対する差別や偏見の解消に努めてまいりたいと考えています。
多文化共生推進事業について、一律の支援には疑問があり、慎重な計画と説明が必要。日本人の生活水準の維持と、外国人への支援のバランスをどのように取るのか。	外国人市民も不便や不安を感じることなく、日本人市民と同じように安心して暮らすことのできる環境づくりを進めてまいりますが、全ての場面において同列に扱うということを意味するものではありません。また、外国人市民への支援等は、その取組を通じて日本人の住みやすさの向上にも寄与するものだと考えています。
外国人の支援として、彼らの母国語を話す通訳や弁護士の養成、日本語学校の設立、日常生活における相談窓口などが考えられるが、市の関係機関は十分に対処できるのか。これらの対応が可能にならない限り、支援の必要な外国人の入国は禁止すべき。	札幌国際プラザを始め、関係機関・企業・大学等との連携は重要であると考えており、今後も協力関係の構築、課題の共有などを行い、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。
欧米における移民政策やその後の経過、日本における移民の現状を正確に把握するべき。外国人に起因した様々な問題について札幌市はどのような解決策を持っているのであろうか。	ご意見のとおり、過去や諸外国の事例を研究しつつ、目指す姿の実現に取り組んでいきます。また、文化や習慣の違いによって意図せずトラブルになる場合も考えられるため、そうしたトラブル

意見の概要	札幌市の考え方
	<p>を未然に防ぐため、外国人市民に日本の生活習慣等を学ぶ場の提供や、地域から孤立させないための支援に取り組んでいきます。</p>
<p>多文化共生に取り組んだ埼玉県川口市等において、在留外国人のゴミ出しや騒音などといった住民間のトラブルが発生しているとの報道がある。こうした治安の悪化について苦情窓口の設置などの予定はあるのか。</p>	<p>本市として外国人による治安の悪化に関する相談窓口の設置の予定はありません。</p> <p>なお、市内の公的機関の相談窓口等は市公式ホームページに掲載しているほか、同内容をまとめた冊子「札幌市相談窓口のご案内」でご確認いただくことができます。</p>
<p>「やさしい日本語」について、日本語を母語としない人や、日本語の聞き取りや読み取りに困難がある人へ使うことをもっと知ってもらい、利用してもらうことが必要。また、外国ルーツの人に関係する人口を増やすことが大切。こういった取組は、ボランティアに頼るのではなく、賃金を支払っていく仕組みも必要。</p>	<p>本市では、令和6年3月に「札幌市やさしい日本語ガイドライン」を発行いたしました。ご意見のとおり、外国人だけでなく、高齢者や障がいのある方とのコミュニケーションにも使っていただけるものですので、引き続き周知を徹底してまいります。</p> <p>また、多文化共生社会の実現に向けては、外国人市民の支援等を行っている関係機関やボランティア団体との協力関係の構築のみならず、様々な手法を検討していきたいと考えています。</p>
<p>技能実習生への過酷な労働を防ぐため、事業所側の意識改革が必要。</p>	<p>多様な人材が自身の持つ能力を発揮し、誰もがやりがいや充実感を得ながら働くことができるまちづくりは大変重要であると認識しております。</p> <p>国においては、「外国人雇用啓発月間」を始めとして、技能実習生を受け入れている事業主及び監理団体に対して、外国人雇用の基本ルールの遵守や、労働基準法、最低賃金法など労働関係法令が適用されることについて周知・啓発を行っております。また、労働条件などの相談窓口として「外国人労働者向け相談ダイヤル」や「総合労働相談コーナー」等を設けております。今後も国と連携して周知啓発に取り組んでまいります。</p>
<p>表示の多言語化については限界があり、これ以上の取組は不要である。(類似意見 8 件)</p>	<p>頂いたご意見を踏まえながら、より多くの人に分かりやすい表示等の整備を引き続き進めてまいります。</p>

(オ) 民族関係

意見の概要	札幌市の考え方
アイヌ民族は先住民族ではない。(類似意見7件)	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第1条において、「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々」と示されております。本市としては、この条文のとおりと認識しております。
アイヌ民族への理解が89%となっていることなどから、アイヌ民族に対するこれ以上の配慮・支援は不要。(類似意見23件)	アイヌ民族の文化的側面については認知度が高い一方、アイヌ民族の歴史的経緯については認知度が低い傾向にあることから、引き続き理解を得ていくことが必要と考えております。
アイヌ民族に対するヘイトはない。正しい歴史を伝えることが重要であり、間違った歴史に基づく理解促進の活動には反対。	
アイヌ民族について全員が知る必要はなく、アイヌ民族だからといって特別扱いする必要はない。アイヌ民族の文化を尊重しているが、条例には反対。	
アイヌ民族を理解してもらうためには、過去の正しい情報を提供すべき。	
「アイヌ民族への支援」について、子ども用の副読本に歴史的事実に基づかない内容があるため、条例には反対。	
アイヌ施策推進法で既に文化や福祉の振興が規定されているため、本条例の対象に加える必要はない。	
アイヌ民族への差別を大きく取り上げること自体が、差別の解決を阻んでいることを理解すべき。	
アイヌ民族の理解度向上に関する施策が必要。	本市においては、アイヌ民族の歴史や伝統文化について様々な形での啓発活動や、児童・生徒の教育に関する施策の推進に取り組んでおります。
条例制定の背景の一つとして「アイヌ民族への理解」が挙げられているが、施策内容からはそれに対応するような施策が見られない。	
アイヌ人への優遇措置がアイヌ以外の人々への差別になる。	本条例は、障がいの有無、年齢、性別、国籍、民族等の違いにかかわらず、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」(共生社会)の実現を目指し、誰もが当事者との考えの下制定を目指しているところであり、特定の立場にある方のみを対象としたものではありません。

意見の概要	札幌市の考え方
	その上で、個々の課題に対する施策については、分野横断的な視点を持ちながら、推進していく考えです。
先住民とは、支配的集団によって一方的に、民族固有の文化・生活・言語を否定され、その植民地政策によって同化を強制された民族的集団を指す、人類学ではなく政治学の概念である。これに照らせば、アイヌ民族は先住民である。我々は過去を受け止めつつも、未来はアイヌ民族と共生していけるように努めようとするのが、本来の共生の取組には必要な考えであり、現代を生きる我々の責務ではないか。	ご意見を踏まえ、引き続き共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。
アイヌ民族への理解だが、いつまでたっても「和人に差別された」と公金を引き出し続けるイメージしかなく、何がどうなれば理解した事になるのかの話合いが必要。それがなければ際限なく理解する努力とお金を取られ続ける。	差別等がない社会は共生社会の大前提であり、互いの個性や能力を認め合い、各人が対話を重ねる中でなくしていくことが大切であると考えています。本条例はこうした理念の浸透も目的としており、まずは多様性の尊重等を進めていく中で理解促進を図っていくことが重要であると考えています。

(カ) その他の施策に関する意見

意見の概要	札幌市の考え方
性的マイノリティを扱う教育は必要かもしれないが、偏った考え方を誇張して教育することには疑問を感じている。自虐史観に基づかない日本の文化や伝統、価値観を正しく教育し、日本人としての誇りを育てることが重要。日本は元々共生できていた国であり、正しい教育を通じて共生の心が育つと信じている。	本市では人間尊重の教育を学校教育の基盤としております。頂いたご意見を踏まえ、今後も子どもの発達段階に応じた教育活動を通して、共生社会の実現に向けた取組を進めていきます。
条例で扱われるテーマ(性的マイノリティ、ジェンダー、民族、宗教など)は複雑で繊細であり、子どもが発達段階に応じて十分に理解するのは難しい。不十分な説明や不適切な指導が行われると、子どもが誤解や不安を抱くおそれがある。(類似意見1件)	
札幌は「性の在り方はグラデーション」という概念を採用しているが、この概念には賛否両論がある。無知な子どもに対して一方的に偏った概念を押し付けることは問題。	

意見の概要	札幌市の考え方
<p>小学校からの札幌や北海道の開拓の歴史教育が重要。</p>	<p>学校教育においては、学習指導要領に基づき、小中学校の社会科において、札幌や北海道の開拓の歴史について学んでいます。今後も、自分たちが住む地域の伝統や歴史、文化を尊重し、理解を深める学習を継続していきます。</p>
<p>無知が偏見と差別を生むため、アイヌ民族や在日コリアンの歴史と文化に関する教育の機会を創り出すことが重要。</p>	<p>学校教育においては、学習指導要領に基づき、社会科を中心にアイヌ民族や在日韓国・朝鮮人の歴史や文化、人権等について学習を進めています。今後も、あらゆる差別や偏見をなくし、共に支え励まし合う温かい人間関係の中で、心豊かにしなやかに生きようとする態度の育成に努めていきます。</p>
<p>条例に基づく教育内容が家庭の価値観や教育方針と異なる場合、学校と家庭の間で対立や摩擦が生じるおそれがある。特に、伝統的な家族観や宗教的信念を重視する家庭では、条例の内容がその価値観に反すると感じられ、不信感が高まる可能性がある。(類似意見 1 件)</p>	<p>教育的な取組において、条例に基づく内容を取扱う場合には、特定の価値観を伝えるものではなく、多様な価値観があることを前提に子どもたちが自ら考える力を育むことができる内容としたいと考えております。</p>
<p>条例に基づく教育内容が特定の価値観や政治的理念を支持するものと解釈されると、教育の政治的中立性に抵触する可能性がある。また、共生社会の理念を優先しすぎると、地域の伝統や宗教的価値観が軽視され、教育の公平性が損なわれるおそれがある。(類似意見 1 件)</p>	
<p>共生を強調した教育が、子どもたちの間で分断や対立を生む可能性がある。特定のグループを過度に強調することで、他のグループや個人が軽視されていると感じ、新たな不満や不平等感が生まれるおそれがある。(類似意見 1 件)</p>	
<p>抽象的な理念を教えることは、教育の質を損ない、学力向上や基本的スキル習得が後回しになるおそれがある。また、多様性教育や共生に注力することで、教育の中立性が損なわれ、日本文化や地域文化が軽視される懸念がある。特定の理念を押し付けることは教育の本来の目的に反し、教育現場の負担も増大する。(類似意見 1 件)</p>	

意見の概要	札幌市の考え方
<p>特定の価値観を一方向的に教えることは、子どもたちの視野を狭める等の危険がある。教育は多様な価値観に触れるものとし、自ら考える力を育むべきである。(類似意見 6 件)</p>	
<p>条例に関する子どもへの教育に関する懸念がある。発達段階に応じた段階的な教育プログラムの設計、保護者の関与と同意に関する明確な規定、子どもの心理的影響の定期的評価が必要である。</p>	
<p>インクルーシブ教育を広め、子どものうちから障がいのある方と過ごすことで、差別と偏見の解消につながる。</p>	<p>教育委員会では、共生社会の形成に向けて、障がいのある子もいない子もできる限り同じ場で学ぶことを目指しております。具体的には、特別支援学級の児童生徒が通常の学級において共に学ぶ交流及び共同学習や、特別支援学校に在籍する児童生徒が地域の小中学校において学ぶ地域学習などの取組を進めております。今後もインクルーシブ教育の推進に向けて、これらの取組の更なる充実を図ってまいります。</p>
<p>戦後教育のせいで自分の存在が分からず、自分を愛することができない子どもたちに、いきなり他者を愛し、多様性の尊重を教えても逆効果である。ますます自信を失い、他者を愛することができなくなる。まずは教育で、本当の日本の歴史を教え、日本人としての誇りを持ち、アイデンティティを確立させることが先。</p>	<p>学校教育においては、社会科や特別の教科・道徳等の学習を通して、自国や郷土を愛する心の育成を図るとともに、平和と繁栄を図ること、他国や他国の文化を尊重することなどについて理解を深めています。今後も本市の学校教育の基盤である人間尊重の教育を通して、子どもの自尊感情や、個性・多様性を認め合う心の醸成に努めていきます。</p>
<p>本条例を活用した子ども達への教育は不要。(類似意見 4 件)</p>	<p>「条例制定に当たっての基本的な考え方」にも記載しているとおり、共生社会の実現に向けては、次世代を担う子どもも参画しやすい取組を継続的かつ発展的に展開していく必要があると考えています。</p>
<p>孤立を取り除くよりも、孤立しても快適に暮らせるようなサポートを求める。</p>	<p>高齢化が進行する中、行政だけでなく、地域や民間企業と連携するなど、社会全体で孤独・孤立対策を進めていくことが重要と考えております。一方で、孤独・孤立の捉え方や感じ方は人によって様々であり、当事者の状況や意向を踏まえた支援を行うことが求められております。地域においては、町内会や福祉のまち推進セン</p>

意見の概要	札幌市の考え方
	<p>ター、民生委員、老人クラブ、協定を締結した民間事業者など多様な主体により、人や地域とのつながりづくりや見守り活動が行われており、本市としても、様々な形でこれらの取組への支援を行っているところです。</p> <p>また、つながりが希薄な高齢者に対しては、地域包括支援センターの職員などが訪問を行うほか、区役所においても様々な福祉課題を抱える方への支援に取り組んでまいります。</p>
<p>受動喫煙対策を強化してほしい。</p>	<p>受動喫煙については、頂いたご意見についても踏まえ、改正健康増進法やさっぽろ受動喫煙防止宣言に基づき引き続き周知啓発を推進してまいります。</p>
<p>子ども医療費助成制度について、様々な事情により、夜間中学や通信制などで学ぶ機会を得ている大人の中高生もいるため、年齢のみで対象を制限しないでほしい。</p>	<p>子ども医療費助成制度は、学生であるかどうかに関係なく、子どもの保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的としていることから、15歳以下※(令和7年4月以降は18歳以下※)を対象とする制度としております。</p> <p>※年齢到達以後の最初の3月31日まで</p>
<p>電磁波過敏症の市民のため、地下鉄に携帯の電源OFFの車両を設けるべき。</p>	<p>地下鉄では、総務省が策定している指針を参照の上、ペースメーカー等の医療機器の事故を未然に防ぐほか、心理的な配慮の一環として、一部、携帯電話OFFエリアを設けているところです。</p> <p>近年は、スマートフォンなど移動通信端末の機能が大幅に増え、災害時などの情報伝達の手段としても欠かせないツールとなっており、利用者の利便性を考慮いたしますと、携帯電話オフの車両を設けることは難しいと考えます。携帯電話OFFエリアの範囲の変更につきましては、今後も国の動向に注視してまいります。</p>
<p>地下鉄駅の多目的トイレに車いす利用者等が使いづらい仕様のゴミ箱が設置された事案などがあった。こうしたことを踏まえると、まずは市職員の意識改革と公的施設内の点検・検証・改善が必要。</p>	<p>ご指摘の地下鉄駅のトイレに関しては速やかに改善を図ったところではありますが、頂いたご意見を踏まえ、共生社会の実現に向けて、職員に対し障害者差別解消法やユニバーサルデザインに関する研修を実施するなど職員の更なる意識向上や、公的施設内の点検等に取り組んでまいります。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
市営住宅の空き室を介護事業所や福祉サービスのために利用できるようにすべき。必要なサービスを提供するため、迅速な支援が必要。	市営住宅は住宅の確保にお困りの所得の少ない方に対して所得に応じた家賃で賃貸することを目的とした住宅です。一方で、本来の目的が阻害されない範囲内で地域の実情に対応した活用ができる場合がありますので、介護や障がいに関する事業所等としての活用については、個別の相談に対応してまいります。
化学物質過敏症などについて、医療機関のスタッフが正しい知識を勉強できる場があれば良いと思う。また、医療機関のひっ迫状況の改善についても行政として取組を進めてほしい。	化学物質過敏症については、発症メカニズム等の不明な点も多いことから、国の動向を注視し、新たな知見が示された場合は、必要に応じて周知を検討してまいります。なお、「香りのエチケット」については、市公式ホームページ等で周知を行っているところです。また、市民が必要な時に必要な医療を受けることができるよう、「さっぽろ医療計画」等に基づき、地域の医療提供体制の確保に向けた取組を進めてまいります。
大人への人権教育が必要。	市民一人一人の人権意識を高めるためには、人権啓発に関する取組を継続して行っていくことが重要であると考えています。引き続き、国や関係機関と連携しながら、より効果的な啓発活動を実施していきます。
札幌市が除排雪を責任を持って完全に履行することは必要不可欠であり、除排雪費を町内会が負担すると、町内会費の値上げにつながる。町内会費が高くなれば加入者は減少し、町内会は維持できなくなる。「地域意識の希薄化」という課題に対し、町内会費の納入を市民に呼びかけずに町内会の重要性を訴えるのは無責任であり、町内会の維持が困難になることを懸念している。	生活道路の除排雪については、有識者・除雪事業者・町内会役員を始めとした市民委員などで構成する「持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会」において意見交換を行い、様々な検討をしているところです。また、町内会の支援策については、市民文化局担当の副市長を本部長とし、関係各局の局長や各区長で構成する「町内会支援推進本部会議」において、継続的に内容を検討しながら、各支援事業を実施しております。 今後も、除排雪を含め、町内会の皆様の声に耳を傾けながら、支援・検討を行ってまいります。
脳腸関連に関する書籍を図書館と学校の図書室に配架してほしい。	各学校の図書室においては、教育活動での活用を前提として図書を選定・配架しています。ご意見を参考としながら、今後も図書室の蔵書の充実を図っていきます。なお、図書館では、「脳腸関連」に関連する本をおおむね60タイトル所蔵

意見の概要	札幌市の考え方
	<p>しております。各図書施設(大通カウンター等を除く。)では、蔵書リクエストを受け付けておりますので、所蔵してほしい本がございましたら、「蔵書リクエスト用紙」に記入し、カウンターにお出してください。選書の参考にさせていただきます。</p>
<p>子どもも高齢者も楽しめる公園作りを進めてほしい。</p>	<p>地域に身近な公園の再整備を行う際には、地域の皆様へのアンケート調査や近隣の保育園・小学校へのヒアリング等を行い、地域の皆様との意見交換も重ねた上でその内容を決定しております。法令上の制限や予算の制約等もあるため、頂いたご意見やご要望を全て受け止めきれない場合もありますが、可能な限り地域のニーズに応じた再整備となるよう努めております。</p>
<p>自然災害に対する準備、対応、復旧、復興の各段階で共生社会の実現を目指し、平時から啓発を図るべき。</p>	<p>本条例の基本的施策においては、「日常生活又は社会生活上配慮を要する者の状況に応じた必要な支援」を位置付けたところであり、災害時等の緊急時に限らず、平時における啓発等も含め、支援を要する方に必要な支援を行ってまいりたいと考えています。</p>
<p>札幌は多種多様な人達に対し生活基盤が整備されているだろうか。重い障がい児(者)も認知症の人も外国人も性的マイノリティも、生活者や働き手として見ているだろうか。支援を受けているから・特別扱いされているから黙ってなさいといったような意識や関わりたくない意識が多いように思う。</p>	<p>本条例は、障がいの有無、年齢、性別、国籍、民族等の違いにかかわらず、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」(共生社会)の実現を目指し、誰もが当事者との考えの下で制定を目指しているところであり、社会における様々な障壁に起因する生きづらさを社会全体で解消していくよう、市民及び事業者と連携・協働しながら取組を進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>条例を制定しないと障がいのある方や子どもの権利を守らないということか。</p>	<p>障がい者の権利については国において障害者差別解消法が制定されているほか、子どもの権利については本市において子どもの最善の利益を実現するための権利条例を制定しているところであり、これらの権利の保障に向けた取組は本市においても実施しております。本条例は、共生社会の実現に向けて、障がいのある方や子ど</p>

意見の概要	札幌市の考え方
	もも含めた誰もが当事者との考えの下で制定を目指しているものです。
バリアフリー化などはこれまでも実施されてきていると思う。本条例により初めて実現可能な施策はあるのか。(類似意見 1 件)	本市はこれまでもバリアフリー化などの取組を進めているところですが、本条例における基本理念や市の責務などを踏まえ、継続的な取組や取組の加速化等を図ってまいります。
ユニバーサルデザインの導入については、大多数の日本人が使用するに当たり使いづらくならないことが基本である。	ユニバーサルデザインの考え方は、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異や、障がい・能力を問わずに利用できるよう配慮された設計(デザイン)を指すものであり、誰もが安心して暮らし、活躍できる共生社会の実現を目指す上で欠かすことができないものであることから、ハード・ソフトの両面において、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた取組を強化してまいります。
外国人やアイヌ民族について触れていないことに不安を感じる。外国人に対する施策は限定されるべきであり、アイヌ民族についても誤った歴史教育をせず、正しい理解に基づいた施策を期待する。	パブリックコメント資料上の記載は主な取組を例示したものであり、共生社会の実現に向けて本市が行う基本的施策の中には外国人やアイヌ民族に関する施策も含まれています。今後も、頂いたご意見を踏まえながら、引き続き共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。
理念を掲げるだけでなく、実現に向けた具体的な施策が必要。例えば、スマホの公共空間での使用禁止などの規制も必要である。啓発だけでは足りない。	本条例の基本理念や市の責務を踏まえ、基本的施策に掲げる具体的な取組を実施していく考えです。頂いたご意見につきましては、今後の取組の参考にさせていただきます。
共生社会の実現には、差別や偏見をなくすための具体的な対策が必要。北海道アイヌ生活実態調査では、SNS での差別が増加していることが明らかになった。自治体は理念だけでなく、実効性のある対策を講じるべきである。	差別等がない社会は共生社会の大前提であり、互いの個性や能力を認め合い、各人が対話を重ねる中でなくしていくことが大切であると考えています。本条例はこうした理念の浸透も目的としており、まずは多様性の尊重等を進めていく中で理解促進を図っていくことが重要であると考えています。
個別の事業や制度に関する情報提供や、互いの違いを理解し支え合う意識の醸成など、共生社会の実現に向けた取組は、思想の押し付けに思える。自由意思を侵害してはならない。	本条例では、価値観や考え方も含め、誰もが何らかの違いを有する当事者であることを前提とした上で、共生社会の実現に向けては、立場や価値観などが異なり、すぐには折り合いがつかないような場面を含めて、様々な場面で各人が対

意見の概要	札幌市の考え方
	話を重ね、それぞれの違い等について理解を深め支え合うことが必要であると考えております。
多様性と包摂性は理解がないと進まない。学生が多様性や包摂性について勉強できる機会や、多様な世代の人がコミュニケーションの取れる場所があればと思う。	共生社会の実現に向けては、様々な違いを有する方同士が交流する機会の創出は重要であると認識しております。今後もこうした認識の下、共生社会の実現に向けた意識の醸成に資する取組を進めてまいります。
「多様性に配慮した施設への整備支援」の多様性の範囲を明らかにしてほしい。(類似意見 1 件)	ここでいう多様性については、価値観や考え方も含め、年齢や性別、障がいの有無や国籍等の様々な違いを指しております。
「配慮を要する者」をどのような基準で選定するのか。また、「必要な支援」とはどのような内容になるのか。状況に応じた必要な支援の内容が曖昧なため懸念がある。	具体的な施策・事業については、社会経済情勢の変化、市民ニーズ、国の動向等も勘案しつつ、様々な方のご意見を伺い、市議会においても審議をいただきながら、検討・実施していきたいと考えています。
生活上配慮を要するのは、「女性」「障がい者」「性的マイノリティ」「認知症患者」に限られないはずである。	頂いたご意見を踏まえ、日常生活又は社会生活上で何らかの支援を要する方への支援については、生きづらさを感じる方の様々なご意見を伺いながら、支援の必要性を判断してまいります。
多様性に配慮した施設整備により、女性や子どもが使いづらくなったり、外国人への配慮で札幌市民が公共施設を使いづらくなるのが懸念される。困っている札幌市民への手厚い施策を優先してほしい。	多様性に配慮した施設等の整備に当たっては、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異や、障がい・能力を問わずに利用できるよう配慮された設計(デザイン)を指す「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れながら、各種取組を進めてまいります。
基本的施策について、市の財政支出・予算要求の根拠となりそうな項目が並んでいるが、これは役所内の財政議論で行えばよく、市民とは関係が薄いのではないか。	基本理念に基づき市、市民及び事業者が連携・協働して取組を進める上では、条例において市の基本的施策を明示する必要があると考えています。
条例案は偏った内容であり、条例の啓発に関する規定を設けないでほしい。(類似意見 3 件)	条例を活用した取組については、頂いたご意見を踏まえ、慎重に進めてまいりたいと考えています。
「誰もが」とあるが、一部の弱者を優遇する施策には反対。	本条例は、障がいの有無、年齢、性別、国籍、民族等の違いにかかわらず、「差別や偏見がなく、

意見の概要	札幌市の考え方
<p>少数派にのみ支援を行い、多数派に支援がないのは不公平である。包摂的であるならば、多数派の存在とその対処も記載すべき。</p>	<p>誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会(共生社会)の実現を目指し、誰もが当事者との考えの下で制定を目指しているところであり、特定の立場にある方のみを対象としたものではありません。その上で、個々の課題に対する施策については、分野横断的な視点を持ちながら、推進していく考えです。</p>
<p>現在の日本文化はヤマト民族主体で築き上げたもの。「ヤマト民族への理解」を啓発することで、アイヌ民族への理解も一層深まる。アイヌ民族だけを扱う事はヤマト民族への差別的条例となる。</p>	<p>共生社会の推進に係る関連事業のみに関わらず、本市における入札・契約手続に当たっては、「透明性の確保」「公正な競争」「不正行為の排除」「適正な事務執行」を常に念頭に置き、関係法令・規則等に則って事務手続を適切に行ってまいります。</p>
<p>共生社会の推進に係る事業者の選定は、公正な競争入札を基本とし、特定の事業者や団体に過剰に依存しないようにするほか、特定の事業者や団体に委託する施策については、可能な限り成果報酬型の契約を採用し、無駄な支出を防ぐものとするべき。</p>	<p>共生社会の実現に向けた本市の施策の全てを条例に明記することは難しいことから、「その他共生社会の実現に向けて必要な施策」に関する条項は必要であると考えております。</p>
<p>「その他共生社会の実現に向けて必要な施策」の「その他」が不透明であり、削除すべき。(類似意見1件)</p>	<p>頂いたご意見につきましては、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>生きづらさを抱える市民に対する支援サービスが存在するが、周知が不足しているため、利用できない人が多い。サービスの周知を強化すべき。</p>	
<p>多様性を尊重し、生きづらさを解消するために、様々な背景を持つ人々に配慮した施設の整備と、差別被害者への救済や支援体制の整備が重要である。</p>	
<p>近い将来、新たなマイノリティの指摘やコロナ渦のような社会認識の急変があると思う。既存の価値観などにとらわれず、世界を見据えた柔軟な施策を実施してほしい。</p>	
<p>施策の対象となる人々の支援は重要だが、その支援に携わる職員や関係者のサポートも徹底してほしい。</p>	
<p>積雪期間の公園などで、ミニ雪まつりのような地域単位でのイベントがあればよいと思う。ボランティアの機会にもなる。</p>	
<p>札幌市は教育保障や介護サービス、除雪、子育て支援、医療などが不十分であり、生活が不便。</p>	

ク 「9 推進体制の整備及び財政上の措置」に関する意見

意見の概要	札幌市の考え方
本条例に関するものではなく別の事業に予算を使うべき。(類似意見 32 件)	具体的な施策・事業については、社会経済情勢の変化、市民ニーズ、国の動向等も勘案しつつ、様々な方のご意見を伺い、市議会においても審議をいただきながら、検討・実施していきたいと考えています。
本条例は永続的に財政支出を続ける可能性があり、税金の無駄遣いで将来世代に負担をかけるおそれがある。(類似意見 18 件)	
包括的な条例であるため、高齢者や障がいのある方向けの予算がアイヌ民族や性的マイノリティに関する予算に振り向けられる可能性があり、公平性を欠くため反対。(類似意見 12 件)	
既に障がいのある方、アイヌ民族、外国人、性的マイノリティなどに関し多くの予算が割り当てられているため、新たな財政措置は不要。(類似意見 15 件)	
「共生社会の実現に向けた施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める」とあるが、財政負担が増大化しないようにしてほしい。	
施策の進捗状況や成果に応じて段階的に予算を配分すべき。施策が所定の目的を達成した場合や成果が確認できない場合は速やかに終了すべき。	
財政措置については、必要性や緊急性、他施策との重複性を考慮し、優先順位を付けて実施すべき。	
本条例は特定の団体への利益誘導に利用される可能性があり、公平性を欠く。(類似意見 19 件)	本条例は対象を限定するものではないことから明らかであるように、特定の団体等を優遇するために制定を目指しているものではありません。
共生社会の実現に向けた取組の推進にどのくらいの経費・事業が必要なのかを示すべき。	共生社会の実現に向けた本市の施策・事業については、令和6年6月策定の「ユニバーサル展開プログラム」等において位置付けているところです。
財政上の措置に関する規定を理念条例で規定すべきではない。	共生社会の実現を目指していくに当たっては、本市が必要な財政上の措置を講じていく必要があることから、これを条例上も明記すべきであると考えています。

意見の概要	札幌市の考え方
<p>施策・事業については最適な指標を設定するなど、進捗管理を適切に実施してほしい。(類似意見 4 件)</p>	<p>共生社会の実現に向けた本市の施策・事業については、令和6年6月に策定した「ユニバーサル展開プログラム」に基づき、適切な進捗管理を行ってまいります。</p>
<p>共生社会の推進施策については、実効性、コストパフォーマンス、持続可能性を事前に評価し、具体的な指標を設定して実施することが求められる。</p>	

ケ 「10 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会」に関する意見

意見の概要	札幌市の考え方
<p>共生社会の推進施策については、市民参加型の評価会議を定期的開催し、その意見を事業計画や予算編成に反映させるべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、新たに設置する附属機関において共生社会の実現に向けた施策の効果検証等を行ってまいります。</p> <p>附属機関は、共生社会の実現に向けた施策、当該施策の実施状況その他の共生社会の実現に向けて必要な事項について調査審議等を行っていくことを設置目的としており、市民の自由を侵害するものではありません。</p> <p>本条例では、附属機関の委員について、学識経験者や公募に応じた市民等から委嘱することを定めますが、ご意見を踏まえながら、附属機関の委員の選定手法その他詳細な運営手法を検討してまいります。</p>
<p>附属機関の委員が共生に関する権限を持ち、市民の自由が奪われるおそれがある。(類似意見 1 件)</p>	
<p>附属機関については、意見の異なる幅広い立場の方から意見を聴取し、その内容を市民に周知してほしい。</p>	
<p>附属機関の委員については、政治活動家等を含めないでほしい。</p>	
<p>附属機関の委員には、外国人を含む多様な立場のマイノリティ当事者を選定すべき。</p>	
<p>附属機関の委員の選定においては、利益相反となる者が選定されない仕組みが必要。</p>	
<p>附属機関の会議は公開で行うべき。</p>	
<p>附属機関は立場の異なる方から構成され、ディベート形式で行われるべき。議事録は市民に公開し、意見を出した個人が SNS などで攻撃されないよう最大限配慮してほしい。(類似意見 1 件)</p>	
<p>札幌市ユニバーサル推進検討委員会の委員が附属機関の委員となることに反対。</p>	

意見の概要	札幌市の考え方
附属機関の委員はどのようにして選出されるのか。	
本条例に関する取組を進めるに当たっては、基本理念に沿った取組を実践している有識者を採用すべき。	
附属機関の設置は不要。	市民及び事業者と連携・協働した取組を推進する観点からも、学識経験者や市民等から構成される附属機関を設置し、共生社会の実現に向けた施策、当該施策の実施状況その他の共生社会の実現に向けて必要な事項について調査審議等を行っていくことが必要であると考えています。
附属機関の設置に伴う市職員の業務量の増加が見込まれるため設置は不要。	
附属機関の委員の選定方法が不明であり、特定の考えが押し付けられる懸念がある。	本条例では、価値観や考え方も含め、誰もが何らかの違いを有する当事者であることを前提としています。そのため、附属機関も特定の考えの押し付けにつながるものではありません。

コ 「11 委任」に関する意見

意見の概要	札幌市の考え方
市長に委任をすることなく、住民投票及び議会での議決をもって定めるようにしてほしい。	市長への委任については、本条例の施行に関し必要な細目的な事項を市長が規則や要綱等で定めることを指しており、住民投票や議会の議決等をもって定める事項は本規定によらず別途対応すべき事項と考えています。
抽象的な条例であり、条例制定後どのような事業を行うのかが分からない。このため、施行に関し必要なことを市長だけで決められることに懸念がある。(類似意見 1 件)	

サ 条例素案全般に関する意見

意見の概要	札幌市の考え方
本条例は「D&I」の意味を曖昧にし、札幌市民に誤解を招く表現が含まれている。	ご意見を踏まえ、条例の趣旨・内容等については、今後も逐条解説やパンフレット等の作成などを通して、丁寧に説明していきたいと考えています。
条例の対象に外国人を含めるべきではない。(類似意見 9 件)	本条例は、障がいの有無、年齢、性別、国籍、民族等の違いにかかわらず、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」(共生社会)の実現を目指し、誰もが当事者との考えの下で制定を目指しているところであり、特定の立

意見の概要	札幌市の考え方
	場にある方のみを対象としたものではありません。
多文化共生に関する条例を制定するなら、守るべき人権をはっきりと規定すべき。	本条例は「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」(共生社会)の実現を目指していくための理念条例であり、多文化共生の推進のみを目的とするものではありません。なお、基本的人権の尊重については基本理念において規定しております。
条例の必要性が感じられない。(類似意見 33 件)	本条例は「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」(共生社会)の実現を目指していくための理念条例であり、市・市民・事業者が連携・協働して共生社会の実現に向けた取組を進めていくことを目的に制定を目指しているものです。
差別や偏見があるという前提には疑問がある。(類似意見 57 件)	生きづらさを感じる一例として、「過去3年間で障がいがあるために差別をうけるなど嫌な思いをしたことがある」と回答した障がいのある方は24.5%、障がいのある子どもは45.1%という調査結果があります(令和4年度札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査)。これは主に社会における意識面での障壁に起因するものであると考えられ、本市としては、この事例以外にも人それぞれが多様な障壁に起因して生きづらさを感じている場合があると認識しています。
ヘイトスピーチ等の事例があることから、条例に差別やヘイトスピーチの禁止を明記し、罰則についても定めるなど、実効性のある条例にしてほしい。(類似意見 20 件)	差別等がない社会は共生社会の大前提であり、互いの個性や能力を認め合い、各人が対話を重ねる中でなくしていくことが大切であると考えています。本条例はこうした理念の浸透も目的としており、まずは多様性の尊重等を進めていく中で理解促進を図っていくことが重要であると考えています。
本条例は「誰もが当事者」という考え方で構成されているが、差別する側と被差別側の立場は異なる。対話による解決は困難であり、加害者側への社会的規制が必要である。	
札幌弁護士会は2022年9月27日に「人種差別やヘイトスピーチの根絶と差別意識解消のための条例制定を求める意見書」を提出した	

意見の概要	札幌市の考え方
が、本条例は現状の問題点を無視していると思われる。	
国連の各委員会から、日本の法律や条例に対して長年にわたり是正勧告が出されているが、条例案はその点に触れたものとはなっていない。	
ヘイトスピーチを禁止する条例には反対。(類似意見 1 件)	本条例はヘイトスピーチの禁止について規定するものではありません。なお、差別等がない社会は共生社会の大前提であり、互いの個性や能力を認め合い、各人が対話を重ねる中でなくしていくことが大切であると考えています。本条例はこうした理念の浸透も目的としたものです。
アイヌ民族や性的マイノリティを特別扱いすることが差別や偏見を生む原因となる。	本条例は、障がいの有無、年齢、性別、国籍、民族等の違いにかかわらず、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」(共生社会)の実現を目指し、誰もが当事者との考えの下で制定を目指しているところであり、特定の立場にある方を特別扱いするものではありません。
国連憲章を守る観点から国際人権規約や人種差別撤廃条約があり、人種差別を許さない対策を国に強く求めるための先駆けとなる条例であると思う。	ご意見を踏まえ、引き続き共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。
条例を制定しても差別や偏見がなくなるものではない。現在ある条例や施策・政策で実現できるものもあるはず。	本市としては、既存の条例や施策等に加えて、本条例の制定により「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」(共生社会)の実現を目指してまいりたいと考えております。
本条例は憲法の法の下での平等を変更するものか。法を犯しても差別するなということか。	本条例は憲法の法の下での平等を前提としたものであり、憲法に抵触するものではありません。また、法を犯す行為を是認するものでもありません。
差別と区別を混同してはいけない。性別や国籍などについては違いを認めることが重要。日本や北海道の良さを失わないよう慎重な対応を求める。	本条例は、障がいの有無、年齢、性別、国籍、民族等の違いを前提にしながら、それらの違いにかかわらず、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」(共生社会)の実現を目指し、誰もが当事者との考えの下で制定を

意見の概要	札幌市の考え方
	目指しているものです。ご意見を踏まえ、引き続き共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。
条例の内容が不明確である。(類似意見 8 件)	条例の趣旨・内容については、今後も逐条解説やパンフレット等の作成などを通して、丁寧に説明していきたいと考えています。
札幌市民憲章に同様の理念は既に掲げられており、必要であれば札幌市民憲章に追記等を行うことで十分理念を共有することはできるため、本条例は不要。(類似意見 16 件)	本条例は、共生社会の実現に向けて、基本理念を定めるほか、市・市民・事業者のそれぞれの責務や役割を明らかにすること等により、三者が連携・協働して取組を進めていくことを目的に制定するものであり、条例制定が必要であると考えております。
日本国憲法では、基本的人権の尊重、思想・信条・良心の自由が保障されているが、本条例は理念を強制するものであるため、憲法に違反する可能性がある。(類似意見 50 件)	本条例は、価値観や考え方の違いも含め誰もが何らかの違いを有する当事者との前提の下で、多様性と包摂性が強みとなる社会の実現を目指すものであり、思想や行動、表現等のあり方について強要するものではないため、憲法に違反するものではありません。
本条例は社会の混乱、分断等につながる懸念がある。(類似意見 80 件)	本条例は、価値観や考え方の違いも含め誰もが何らかの違いを有する当事者との前提の下で、多様性と包摂性が強みとなる社会の実現を目指すものであり、社会の混乱や分断を招くものではないと考えています。
既に共生できているため、本条例は不要。(類似意見 37 件)	本市はこれまでも共生社会の実現に向けた様々な取組を行ってきたところですが、依然として、他者からの理解が十分でないなどの様々な社会的な障壁により、日々の暮らしに生きづらさを感じている方々が多くいるものと認識しています。加えて、高齢者人口の増加やグローバル化の進展に伴う外国人人口の増加、価値観の多様化等の昨今の社会情勢を踏まえると、これまで以上に多様性が尊重され、互いに支え合う包摂的なまちづくりが求められるものと考えています。本市としては、こうした背景を踏まえ、共生社会の実現に向けた基本理念等を定めるため、本条例の制定を目指してまいります。

意見の概要	札幌市の考え方
<p>本条例は北海道開拓の歴史と文化を軽視しており、札幌のアイデンティティを損なうおそれがある。(類似意見 14 件)</p>	<p>先人の方々が築いてこられた文化等は大切な財産であり、本条例はこれらを否定するものではありません。こうした財産は、将来世代にしっかりと引き継いでいくとともに、今後の本市のまちづくりに活かしていきたいと考えています。</p>
<p>共生社会は実現不可能である。(類似意見 7 件)</p>	<p>本市としては、市・市民・事業者が連携・協働して取組を進めることにより、共生社会を実現していくことは可能であると考えています。</p>
<p>障がいのある方、高齢者、外国人、性的マイノリティ、アイヌ民族などの全てを一括りにした条例は不要。(類似意見 35 件)</p>	<p>本条例は、障がいの有無、年齢、性別、国籍、民族等の違いにかかわらず、「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」(共生社会)の実現を目指し、誰もが当事者との考えの下制定を目指しているところであり、特定の立場にある方のみを対象としたものではありません。その上で、個々の課題に対する施策については、分野横断的な視点を持ちながら、推進していく考えです。</p>
<p>マジョリティも「当事者」なのであれば、マジョリティに関する記載も設けるべき。(類似意見 7 件)</p>	
<p>本条例の対象を明確にすべき。</p>	
<p>本条例は「人権」の名の下に政策議論を封殺したり、市民の集会を妨害したりするなど、悪用される可能性がある。(類似意見 20 件)</p>	<p>本条例は、価値観や考え方の違いも含め誰もが何らかの違いを有する当事者との前提の下で、多様性と包摂性が強みとなる共生社会の実現を目指すものであり、表現の自由や集会の自由等を侵害するものではありません。</p>
<p>共産主義に反対(類似意見 1 件)</p>	<p>本条例は、価値観や考え方の違いも含め誰もが何らかの違いを有する当事者との前提の下で、多様性と包摂性が強みとなる社会の実現を目指すものであり、共産主義を容認するものではありません。</p>
<p>共生社会の推進を行政主体で進めて良いのか。市民コンセンサスなくして、心のバリアフリーはないと思う。</p>	<p>共生社会の実現は市(行政)だけでなしえるものではなく、市民・事業者との連携・協働が不可欠であると考えております。</p>
<p>「つながる」からこそ生じるあつれきもあるため、「つながる」ことを強制するようなニュアンスは避けた名称にしてほしい。強制のつもりはないと思うが、名称にすることで「それが正義で、これに反対することは、条例に反対すること」という印象を持ってしまう。</p>	<p>他人とつながりたくないとの意思もこれを尊重した上で、誰もが「つながる手段のない状態」で社会から孤立することなく安心して生活できることが必要と考えています。また条例名については、市・市民・事業者という社会の構成主体が連携・協働するという「関係主体間のつながり」と、世代を跨ぐ長期的かつ継続的な取組を進めるとい</p>

意見の概要	札幌市の考え方
	う「世代間のつながり」により、ともに共生社会の実現を目指すとの考えを込めたものです。頂いたご意見を踏まえ、より分かりやすい情報発信に努めてまいります。
本条例は「理念条例」とされているが、実際には規制条例である。	本条例は何らかの権利を制限するものではないことから、規制条例には当たりません。
本条例に罰則規定を設けることに反対。(類似意見 15 件)	本条例は規制条例ではなく理念条例であるため、罰則規定はありません。
条例が札幌市民のためになっているのかを検討してほしい。素敵な北海道だからこそ、自然と歩む日本の素晴らしいところを理不尽なく発信してほしい。	頂いたご意見につきましては、今後の取組の参考にさせていただきます。
基本的人権を強調して札幌の現状に合わせて保障する点を支持する。「共生社会」の定義が明確であり評価できる。	ご意見を踏まえ、引き続き共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。
素晴らしい取組だと思う。対応する現場においては、きめ細やかな対話を欠かすことなく、当事者一人ひとりのニーズを反映できるようにしてほしい。	
共生社会を実現するには「技術躍進」が解決の鍵であり、幅広い分野の発展が望まれる。	
理想を追求する前に、現実の問題点を洗い出し、具体的な解決策を見つける必要がある。	
高齢者にも優しく、札幌市全体が住みやすくなることを望む。	
多様な個性を持つ人々の権利が認められてきたことを喜んでいるが、最近の逆行する動きに危機感を感じている。今条例が必要。	
素案に全面的に賛同する。困っている人に優しい街は全ての人にとって住みやすい街になると考える。この条例を通して札幌市がより良い方向に向かうことを願う。	
条例に反対。(類似意見 78 件)	—
条例に賛成。(類似意見 6 件)	—

(3) その他の意見

意見の概要	札幌市の考え方
外国人参政権の付与につながる懸念がある。 (類似意見6件)	本条例は「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」(共生社会)の実現を目指していくための理念条例であり、権利の付与について規定するものではありません。また、法律で定められる選挙制度等の具体的な制度について影響を与えようとするものでもありません。
札幌市ユニバーサル推進検討委員会に北海道開拓の歴史と文化を継承する人がいないことなどは不公平であり、委員会の人選を再考すべき。(類似意見 13 件)	札幌市ユニバーサル推進検討委員会委員については、可能な限り多様な分野の当事者や有識者から構成したものとなるよう選定したところであります。
札幌市ユニバーサル推進検討委員会の委員はかなり偏りがある人選だと思ふ。(類似意見 7 件)	
札幌市ユニバーサル推進検討委員会の委員に、北海道や札幌の歴史に精通している方や愛郷心のある方を加えてはどうか。	
条例の意見聴取をもっと真剣にやってほしい。 (類似意見 1 件)	本条例については、パブリックコメントに加え、オープンハウス(パネル展)や本市の関係附属機関及び市内学校等における意見交換など、様々な立場の方々のご意見を伺いながら、検討を進めてきたところです。
本条例は広範囲に影響するものであるため、より多くの議論が必要。(類似意見 2 件)	
本条例についての認知度と必要性に関する調査を行ってほしい。(類似意見 1 件)	
条例制定前に条例のメリット・デメリットを市民に提示し、多数の賛成を得た上で進めるべき。(類似意見 3 件)	
条例制定について市民への周知・広報が不十分である。(類似意見 15 件)	
パブリックコメントの結果をどのように受け止めるのか具体的な説明を求める。	パブリックコメントへのご意見を受けて、特に、外国人市民の増加について、生活習慣や文化の違い等による日常生活上のトラブルなどを心配する方が大変多いことを改めて認識したところです。一方で、外国人労働者の受入れに関する国の政策や、千歳市への次世代半導体の製造拠点の整備などを背景に、札幌市においても今後も外国人市民は増加していくことが予想されて

意見の概要	札幌市の考え方
	<p>います。本市としては、受入側が感じる懸念や不安に対して、しっかりと寄り添いつつ、外国人市民が日本の生活・文化・慣習を学ぶ機会を設けるなどの取組を通じて、受入側も含めた「誰もが安心して生活できる」、多様性と包摂性のある共生のまちを実現していきたい考えです。</p>
<p>パブリックコメントの結果について、賛成・反対の人数の割合を公表してほしい。</p>	<p>パブリックコメントについては賛成・反対を問うものではなく、広くご意見を募集したものであり、賛否が明らかではない意見も含まれるため、市としてその割合を公表する予定はありませんが、意見の概要及び意見に対する本市の考え方については公表済みの速報版及び本資料をご参照ください。</p>
<p>ユニバーサル展開プログラムについて、障がいのある方、高齢者、外国人、性的マイノリティ、アイヌ民族などの事業全てを一括りにすることに反対。(類似意見 1 件)</p>	<p>ユニバーサル展開プログラムは令和6年6月に策定済みであり、共生社会の実現に向けた本市の施策・事業を一覧化したものとなっております。</p>
<p>婚姻制度等の変更反対。(類似意見 4 件)</p>	<p>本条例は、法律で定められる婚姻制度等の具体的な制度について影響を与えようとするものではありません。</p>
<p>自治基本条例については、経済安全保障やその他防衛の観点からむやみに自治体単位に制定するべきではない。</p>	<p>本市は自治基本条例を既に制定しており、本条例は自治基本条例に該当するものではありません。</p>
<p>市民・事業者との協議の場は資料を含めて記録を全て公開してほしい。</p>	<p>条例の検討を担っている「札幌市ユニバーサル推進検討委員会」の会議は公開で行っており、資料についても市公式ホームページで公開しております。共生社会の実現に向けた取組に当たっては、今後も効果的な情報発信に努めてまいります。</p>
<p>条例案を検討する委員会の構成や決定プロセスの透明性が不明確であり、市民の信頼を得るのは難しい。市民全体の声を聞き、再考してほしい。</p>	<p>条例の検討を担っている「札幌市ユニバーサル推進検討委員会」の委員は市長が委嘱しておりますが、会議は公開で行っており、資料についても市公式ホームページで公開しております。共生社会の実現に向けては引き続き多様な立場にある方の意見を把握した上で取組を進めてまいりたいと考えています。</p>
<p>パブリックコメントの実施時期をもっと早くしてほしい。</p>	<p>頂いたご意見につきましては、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

意見の概要	札幌市の考え方
パブリックコメントを行う前に説明等を行う機会をオンラインで実施してほしい。	
組織的なSNS上の書き込みがあるが、条例は地方公共団体が制定するものであり、札幌市民が選んだ市議が議論するのが筋である。組織的に圧力をかけることはパブリックコメント制度本来の目的から逸脱している。	
高齢者人口の増加に伴い高齢者の意見ばかりが重視されており、今後現役世代の負担が増えることが懸念される。	
市民を守る立場を忘れず、郷土や祖先の偉業を存続させることの重要性を理解してほしい。	ご意見を踏まえ、引き続き共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。
自然を破壊して再エネ施策を実施するのはやめてほしい。(類似意見 3 件)	本条例の内容に関するご意見ではないため、回答を控えさせていただきます。
少子化対策を徹底し、高校までの教育無償化や出産費用の国負担などを実行すべき。	
低所得者支援金給付は不公平である。	
意思がはっきりしているうちに死ぬ自由を与えてほしい。無理に生かされることは地獄である。医療費の削減にもつながる。	
ワクチン被害について数々のデータが出ている。死亡超過率などを精査し、ワクチンを接種しない宣言をしてはどうか。	
本条例を推進してる議員は堂々と名前を出してほしい。	
趣旨が不明確な意見(全 9 件)	—

「(仮称) 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例 (素案)」
に対する意見の概要と札幌市の考え方について

発行：令和7年(2025年)2月

編集・発行：札幌市まちづくり政策局政策企画部ユニバーサル推進室

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話：011-211-2361 FAX：011-218-5109

ホームページ：<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/universal/jourei/pub-comment.html>